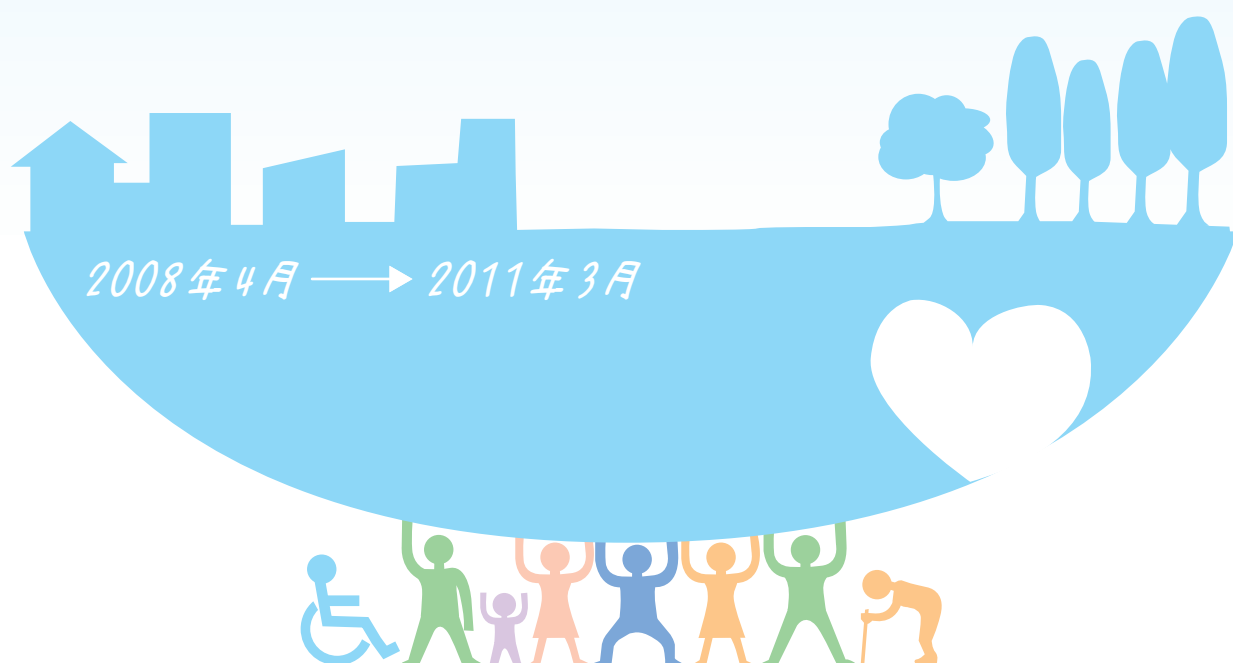


みんなで支える

幸せプラン



地域福祉活動計画

はじめに

少子高齢化や核家族化、相互扶助の弱体化、社会的つながりの希薄化など、社会を取り巻く環境は急速に変化しており、それによって新たな福祉問題も増えてきています。

このような中であっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送りたいと願っており、地域での支えあいやつながりがこれまで以上に重要になってきております。

平成 12 年 6 月、半世紀ぶりに社会福祉法が改正・施行され、社会福祉協議会は同法の第 109 条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、大きな使命を担うこととなりました。「地域福祉」という言葉には、現在、国や地方公共団体が行い、行政が判断してサービスを提供する福祉(公助)に加え、私たち住民一人ひとりが自分や家族を中心に解決を図ること(自助)や、地域の中でみなさんが相互に助け合うこと(共助)を根底にした地域づくりという意味がこめられていると思います。

このたび、若狭町社会福祉協議会では、この地域福祉の推進を目指すため、平成 20 年度から 3 か年を期間とする地域福祉活動計画を策定いたしました。

町民のみなさまが少しでも幸せを感じる住みよいまちづくりや、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる地域を創っていくためには、町当局をはじめ、保健・医療機関、各種住民組織と連携を密にして、みんなが知恵と力を出し合うことで地域住民の福祉意識を高めていこうとする姿勢が必要です。

本計画では、基本理念「みんなが支えあい、すべての人が幸せを感じられる、心地よい^{まち}地域づくり」のもと、町民のみなさまと社協が連携した取組みをすすめ、また、みなさまの声がかたちになるよう努力していく所存でございます。

今後、計画を町民のみなさまと一緒に推進していくために、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました策定委員会委員のみなさまおよび各種の調査や懇談会等にご協力いただいた町民のみなさまに心からお礼を申し上げます。

平成 20 年 1 月



社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会 会長 市原 清

目 次

はじめに

I 計画の概要

1. 計画の名称	2
2. 計画の性格	2
3. 計画の基本理念	3
4. 計画の枠組み	4
(1) 計画の主旨	4
(2) 全体の構成	4
5. 計画の推進期間	7

II 福祉をめぐる若狭町のすがた

1. 統計でみる若狭町のいま	10
(1) 人口	10
(2) 福祉の状況（児童）	13
(3) 福祉の状況（高齢者）	15
(4) 福祉の状況（介護保険サービス）	17
(5) 福祉の状況（障がい者）	19
2. 住民からみた若狭町のいま	21
(1) 住民意識アンケートの結果から	21
(2) 各懇談会の結果から	29

III 活動計画

1. 住民相互による集落助け合いの充実	33
2. ボランティア活動等福祉意識の向上	35
3. 福祉交通体系の強化	37
4. 介護保険事業等介護サービスの利用促進	39
5. 要援護者及び福祉団体への支援	41

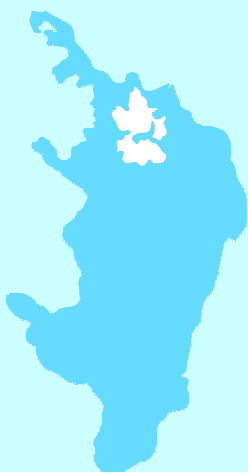
IV 若狭町に根ざした社会福祉協議会の取組み

1. 若狭町社会福祉協議会がめざすもの（組織理念）	44
2. 若狭町社会福祉協議会が町民のみなさんに約束したいこと	45
3. 若狭町社会福祉協議会の体制	46
4. 若狭町社会福祉協議会が実施する事業の現状と今後の取組み	47
（1）地域福祉事業の展開	47
（2）デイサービス事業の展開	58
（3）訪問介護事業の展開	60
（4）訪問入浴事業の展開	61
（5）訪問看護事業の展開	62
（6）居宅介護支援事業の展開	63
（7）若狭町地域福祉拠点施設「五湖の郷」の運営	64

資料編

1. 若狭町地域福祉活動計画の策定経過	68
2. 若狭町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・策定委員名簿	69
3. 地域福祉活動計画策定のための住民意識アンケート設問用紙	72
4. 若狭町地域福祉活動計画策定作業部会による作業経緯・メンバー名簿	78
5. 用語解説	87
6. 若狭町社協 地域福祉活動計画プロジェクトチーム名簿	94

I 計画の概要



I

計画の概要

1. 計画の名称

この計画の名称を『若狭町地域福祉活動計画』とします。また、通称を「みんなで支える幸せプラン」とします。

2. 計画の性格

今日、私たちを取り巻く社会環境は多様化・複雑化し、日常生活においてさまざまな共通の困りごと、不安、問題がうまれています。少子高齢化が進み、単身家族や高齢者世帯の増加、共働き世帯の一般化は、介護ニーズの深刻化（高齢者虐待）、子育て・保育ニーズの変化をもたらしました。

一方で、私たちは、「誰もが生きがいをもって、安心して暮らせる地域社会」で生活することを望んでいます。そのような地域社会をつくるためには、福祉制度・施策の充実とともに、その地域の住民と関係団体が力を合わせて、ひとつひとつの問題を具体的に解決していく取り組みが必要となってきます。

地

域福祉活動計画は、社会福祉協議会と地域の住民、地域団体、福祉関係機関などが協働して、個人や家庭が直面している生活課題や地域全体の問題を解決に至るまで、コミュニティの生活の質に注目して、重点的に取り組むべき地域の福祉活動のすすめ方をまとめたものです。

若狭町社会福祉協議会（以下「若狭町社協」）においても、「住民による住民のための地域福祉活動」を実践するため、行政や各種福祉関係機関等と連携しつつ、住民目線による取り組みをこの計画に基づいて推進していきます。

また、この計画は、若狭町が平成 18 年（2006 年）3 月に策定した「若狭町地域福祉計画」の内容や理念、考え方を踏まえ、それらとの整合性に留意しながら策定しています。

一方でこの計画は、地域の福祉施設や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、福祉委員、行政、関係団体などとの連携を図りながら地域福祉を推進していく、具体的な《活動（行動）計画》として位置づけています。

地

域福祉とは、地域に暮らす住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする特徴があり、その実践を行うための具体的な行動内容をまとめたものが今回の地域福祉活動計画となります。

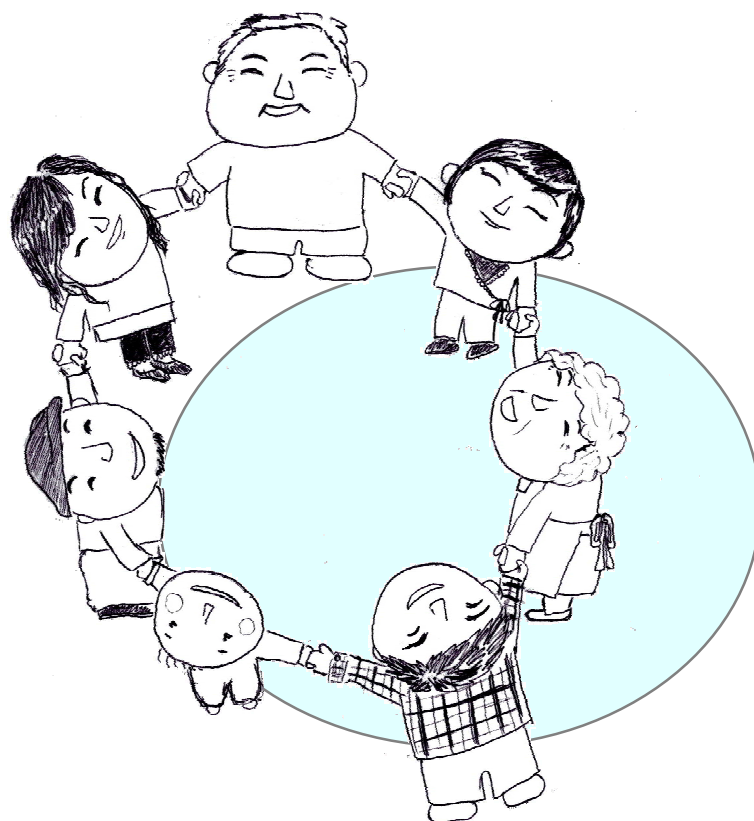
今回この計画を策定することにより、誰もが社会の一員として尊重されるような、個性ある福祉のまち（若狭町）づくりを実現することを目指します。

3. 計画の基本理念

**みんなが支え合い、
すべての人が幸せを感じられる、
心地よい^{まち}地域づくり**

若狭町社協がこの計画でめざすものは、「子どもからお年寄りまで、みんなが助け合いや支え合いの風土を守り、若狭町民みんなが自然と共生し、文化や歴史を感じながら、安心した生活が送れるまちづくり」です。

一人ひとりでは不可能なことでも、住民が同じ思いのもと協働し、行動することで、新たな地域福祉活動が生まれ、薄れつつある地域のつながりを再び復活させることができると私たちは考えています。



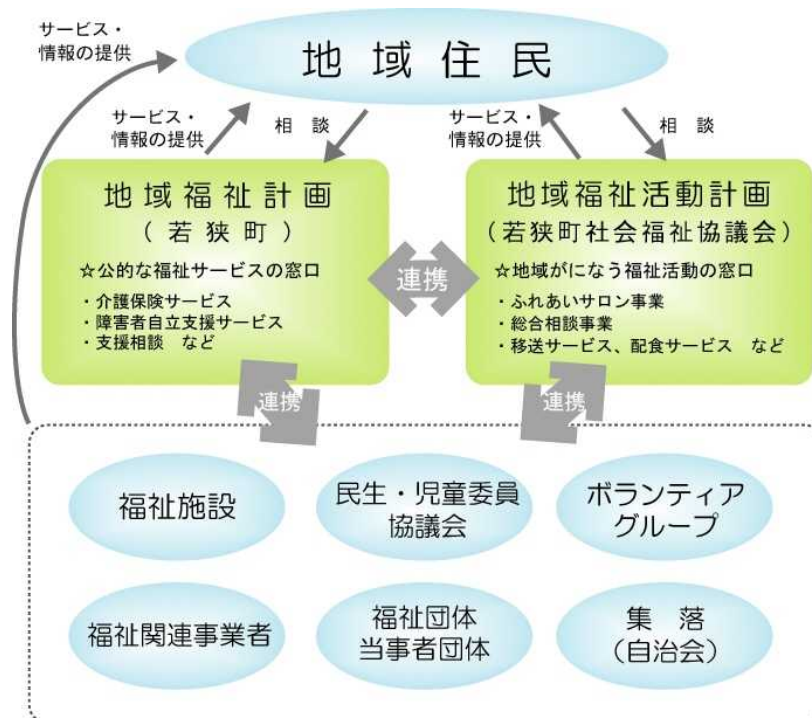
4. 計画の枠組み

(1) 計画の主旨

若狭町社協では、若狭町が『若狭町地域福祉計画』でかかげる「地域がつながり、みんなで支え合う、やさしさあふれるまち わかさ」という基本理念を受け、町民が願う「このまちに住みたい…」という思いや願いを実現するため、それらを具体的なカタチにした計画書を策定することとしました。

今回の、若狭町地域福祉活動計画では、今後3年間で重点的に取り組むべき課題や、それに対する具体的な取組を描いています。これらは、町民一人ひとりが身近な地域での暮らしをお互いに支え合うという、まさに地域福祉の原点ともいえるべき取組を明らかにしたものであり、それは決して特別な活動ではありません。

地域福祉活動計画とは、地域の実状に目を向け、住民が取り組むべき課題を明らかにして、その解決のための新たな地域福祉活動を創り上げていこうとするものです。



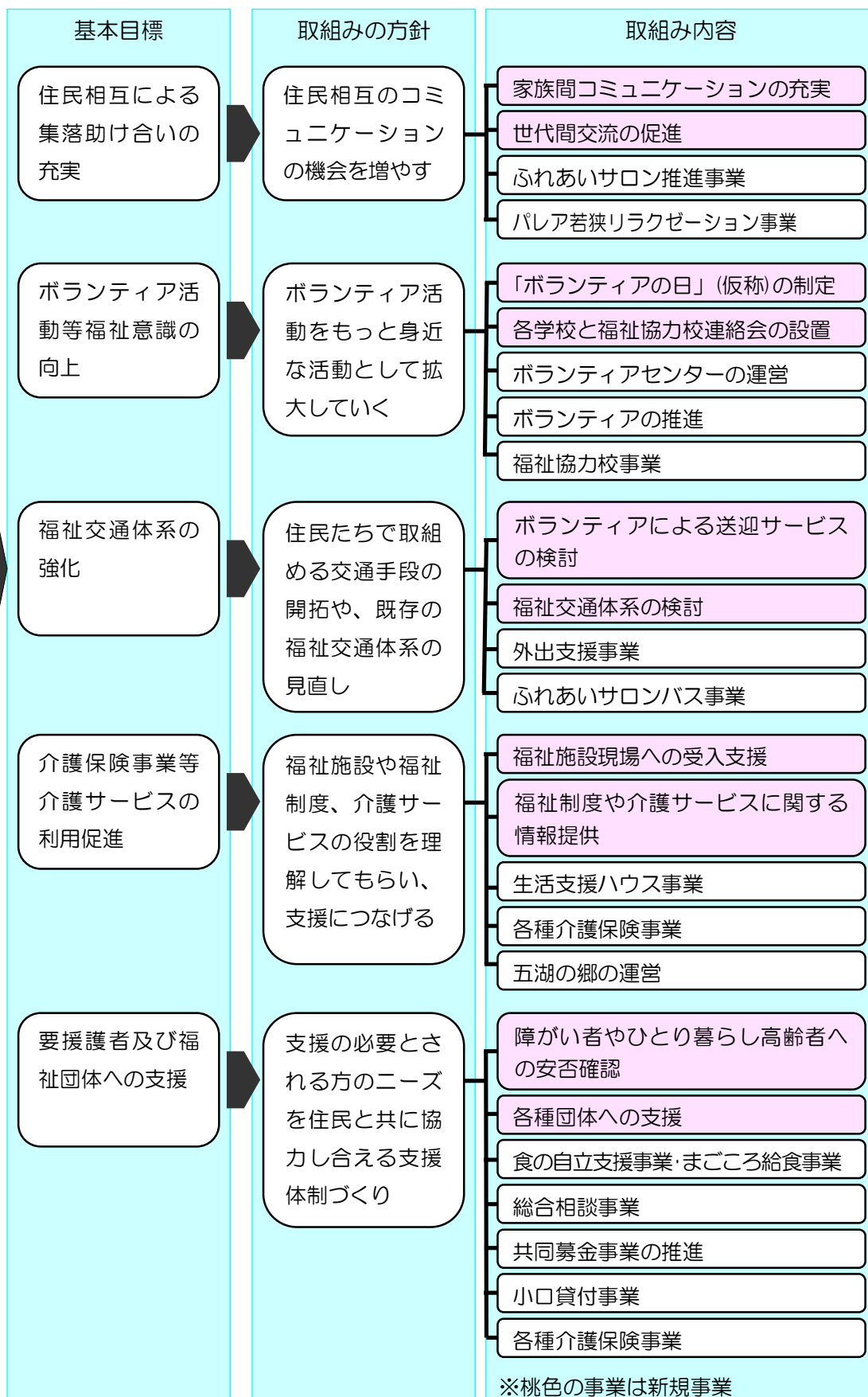
(2) 全体の構成

この計画は、**基本理念**、**基本目標**を中心に、課題を解決するための**取組の方針**や**内容（スケジュール）**を柱に構成されています。

計画の体系図

基本理念

みんなが支え合う、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域への



※桃色の事業は新規事業

5つの基本目標

若狭町社協では、『みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域づくり』の推進に向け、以下の5つの基本目標を設定し、地域福祉活動を展開します。

1

住民相互による集落助け合いの充実

地域福祉活動の原点は、住民相互の助け合い活動です。現在の福祉課題の要因は、集落を単位とする小地域内での助け合い活動が欠落したことによるものが多いと考えられます。若狭町社協ではこうした、集落を単位とする小地域での助け合い活動を再認識し、地域におけるコミュニケーションの機会を増やし、お互いを理解しあうことで、困りごとや悩みごとの解決につなげていきます。

2

ボランティア活動等福祉意識の向上

「阪神・淡路大震災」以降、ボランティア活動の輪が全国的に広がりました。若狭町においても、ボランティア活動人口は増えてつつあるものの、まだまだボランティアに対する関心や取組みは低調といえます。若狭町社協では、子どもの頃からボランティア活動や福祉活動への関わりを持ってもらい、福祉に対する意識を高めていくことで、誰もが積極的に福祉活動に参画する環境づくりにつなげていきます。

3

福祉交通体系の強化

若狭町は公共交通機関の確保が難しいという地域的な課題があります。この課題については、町が策定した『交通活性化計画』の中にもその対策が盛り込まれていますが、その取組みははじまったばかりです。若狭町社協では、既存の交通機関を活かしつつ、ボランティアや地域の支え合い活動をもとに、福祉交通体系の充実につなげていきます。

4 介護保険事業等介護サービスの利用促進

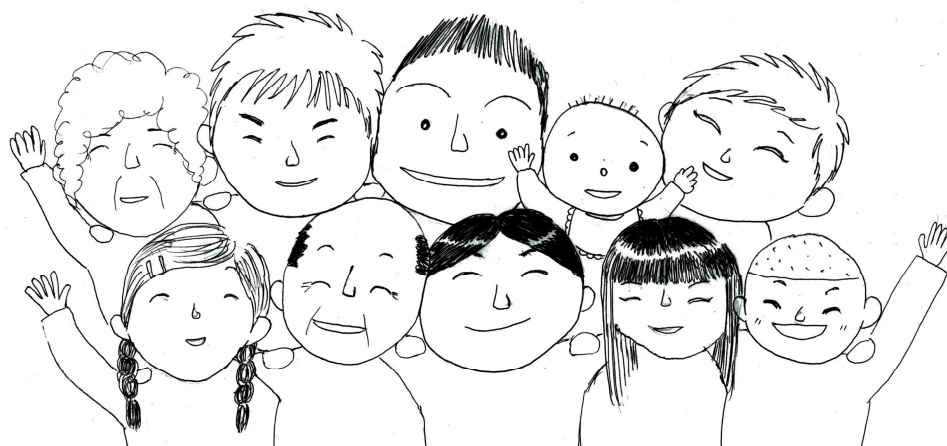
若狭町には多くの福祉施設が存在しています。しかし、福祉施設の関わりの少ない町民の中には、福祉施設や福祉制度への理解が十分にすすまず、福祉サービスの効果が十分に発揮できていない状況もあります。若狭町社協では、介護保険事業を中心とした介護サービスの仕組みを、町民の方に広く理解してもらい、サービスが必要とされる方やそのまわりの方への支援につなげていきます。

5 要援護者及び福祉団体への支援

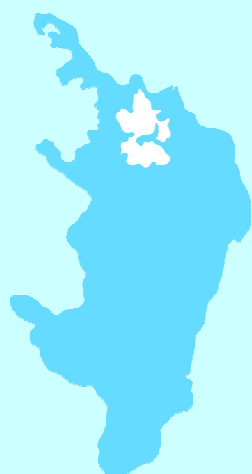
若狭町内でも、福祉に関連する団体やグループが数多く存在し、幅広い活動を展開しています。またこうした活動に対する公的な支援も行われていますが、情報や社会資源の不足により、活動や活動に対する支援の内容は十分と言えるものではありません。若狭町社協では、支援を必要とされる方に対し、スポット（点）的ではなく、様々な支援サービスをつなぎあわせ、大きな面を創りながら、安心して暮らせる支援体制づくりへとつなげていきます。

5. 計画の推進期間

この計画は、平成 20（2008）年度から平成 22（2010）年度の3か年を取組みの推進期間としています。ただし、計画策定後のさまざまな動向の変化については、その都度対応し、必要に応じて、見直しを行うものとします。



Ⅱ 福祉をめぐる若狭町のすがた



Ⅱ

福祉をめぐる若狭町のすがた

1. 統計でみる若狭町のいま

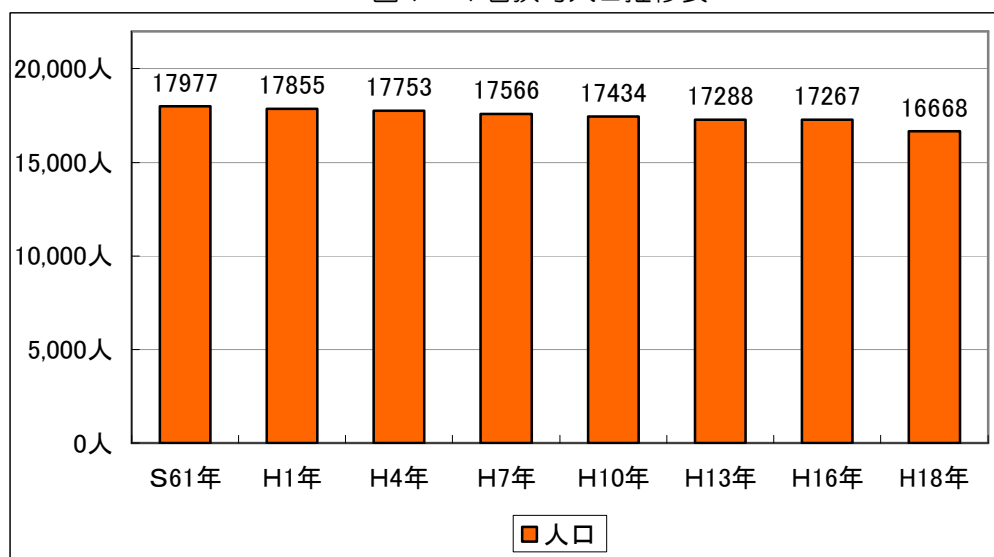
若狭町は、平成 17 年（2005 年）3 月 31 日に上中町と三方町が合併し、新しくスタートしました。福井県嶺南地域の中心部に位置し、東は美浜町、西は小浜市、南は滋賀県に接しており、北西部は若狭湾に面しています。総面積は、合併により 178.65k m² となり、県内で 11 番目に広い面積を有し、福井県面積の 4.3% を占める広さとなっています。総面積のうち 7 割近くを林野が占めており、可住地面積は 3 割程度となっています。

(1) 人口

① 若狭町人口推移表

本町の総人口は、昭和 61 年以降をみても減少し続けており、平成 18 年 10 月 1 日時点では 16,668 人で、平成 7 年の 17,566 人と比較すると、この 11 年間で 898 人の減少となっています。

図 1－1 若狭町人口推移表

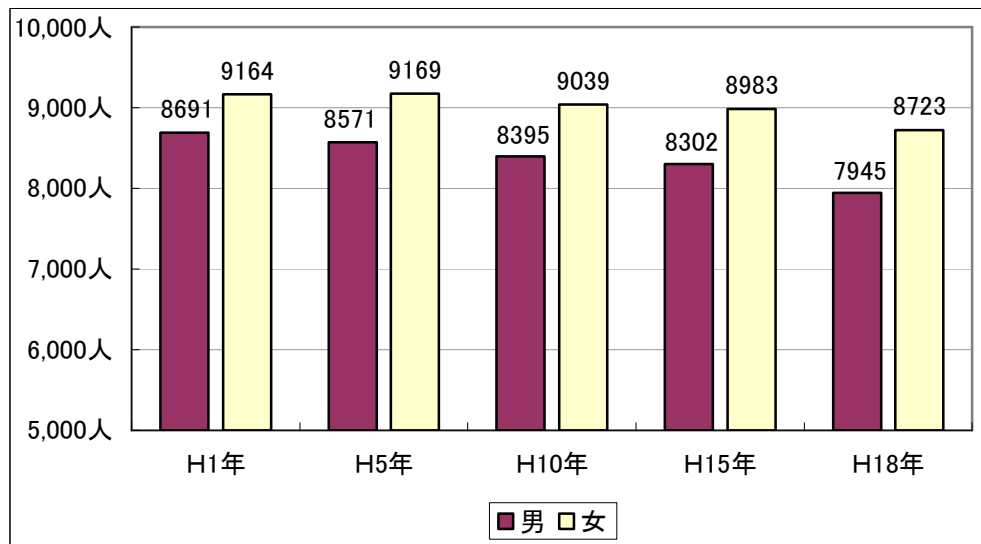


資料：国勢調査

② 若狭町男女別人口推移

男女別の人口では、平成 18 年度で女性が 8,723 人と全体の約 52%を占めています。男女共に減少傾向にあります。ここ 4 年をみると男性の人口が大幅に減少していることがわかります。

図 1－2 若狭町男女別人口推移

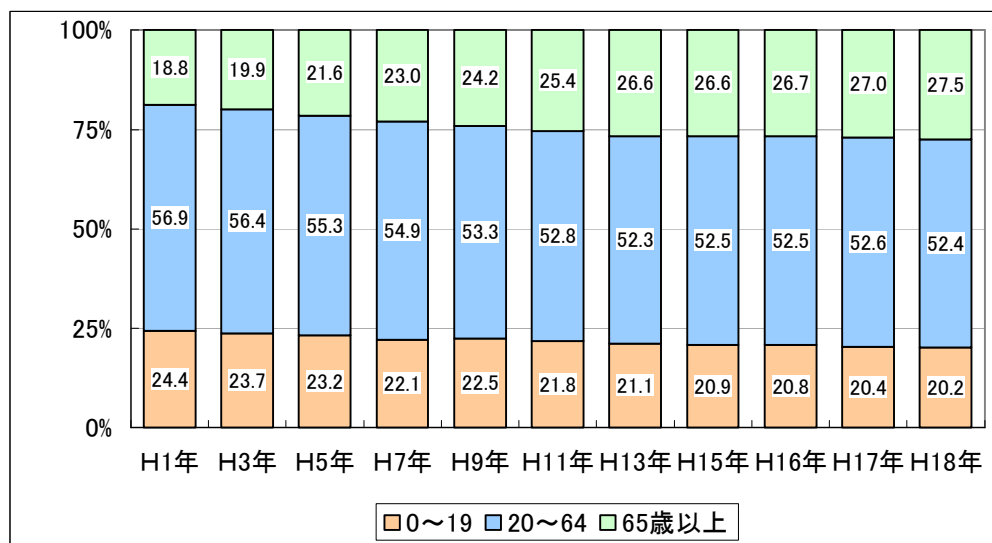


資料：国勢調査

③ 年代別人口割合

年代別の人口割合をみると、ここ 10 年では年少人口の割合が減少し、反対に高齢人口の割合が増加しています。65 歳以上の高齢者人口の割合は、平成 17 年度に 27%に達し、平成 18 年度には 27.5%にまで増加しています。

図 1－3 若狭町年代別人口割合（3 区分）



資料：平成 元年～平成 13 年：国勢調査

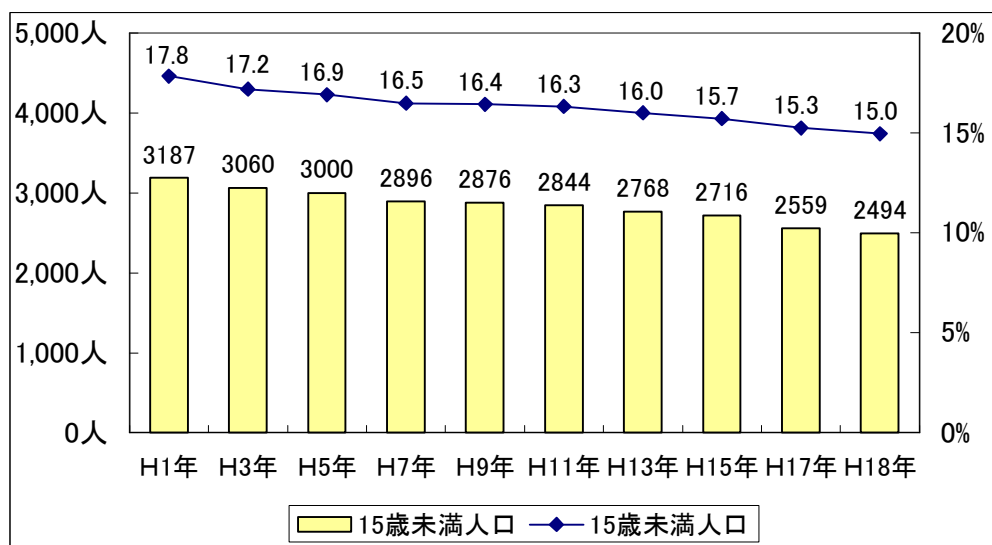
平成 15 年～平成 16 年：住民基本台帳（上中地区 4 月 1 日、三方地区 10 月 1 日）

平成 17 年、平成 18 年：住民基本台帳（若狭町 10 月 1 日）

④ 年少人口推移

年少人口においては減少傾向が続いており、平成 18 年度には全体に占める割合が 15%まで減少しています。

図 1－4 年少人口推移



資料：国勢調査

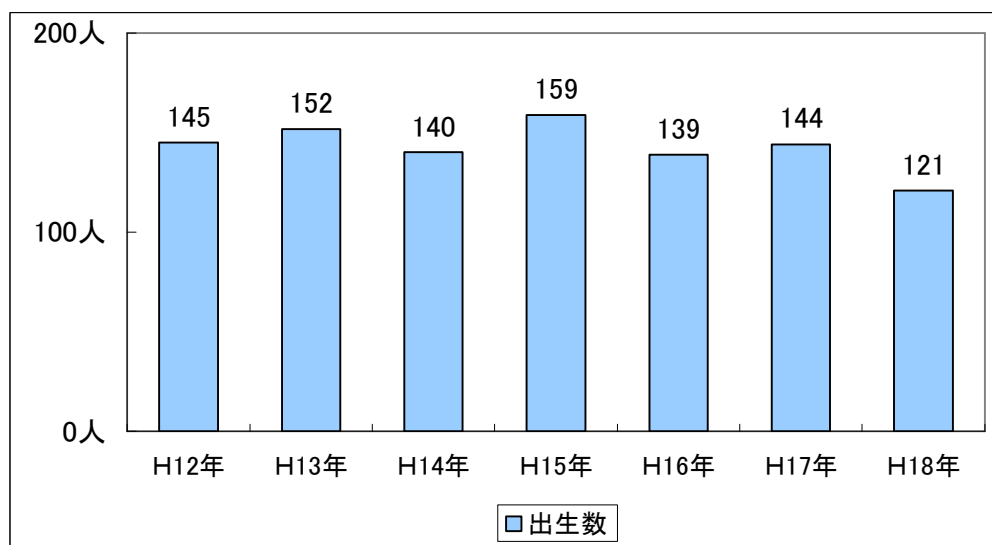
(2) 福祉の状況(児童)

① 出生数・出生率（合計特殊出生率）

出生数・出生率（合計特殊出生率）

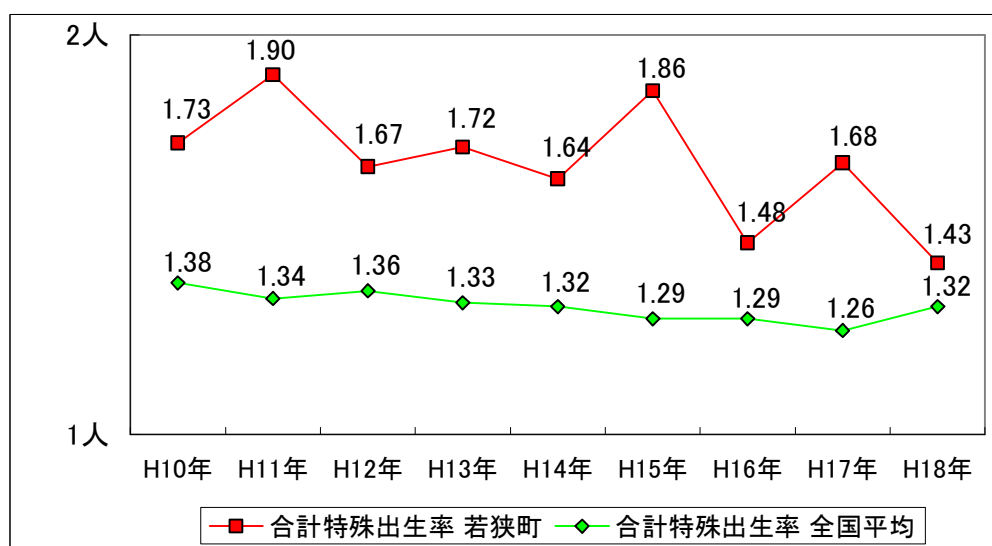
出生数については、近年逡減しており、平成18年度は121人となっています。また、出生率についても、全国平均よりは高く推移しているものの、近年逡減しつつあります。

図2-1 出生数推移



資料：若狭町統計データ

図2-2 合計特殊出生率推移



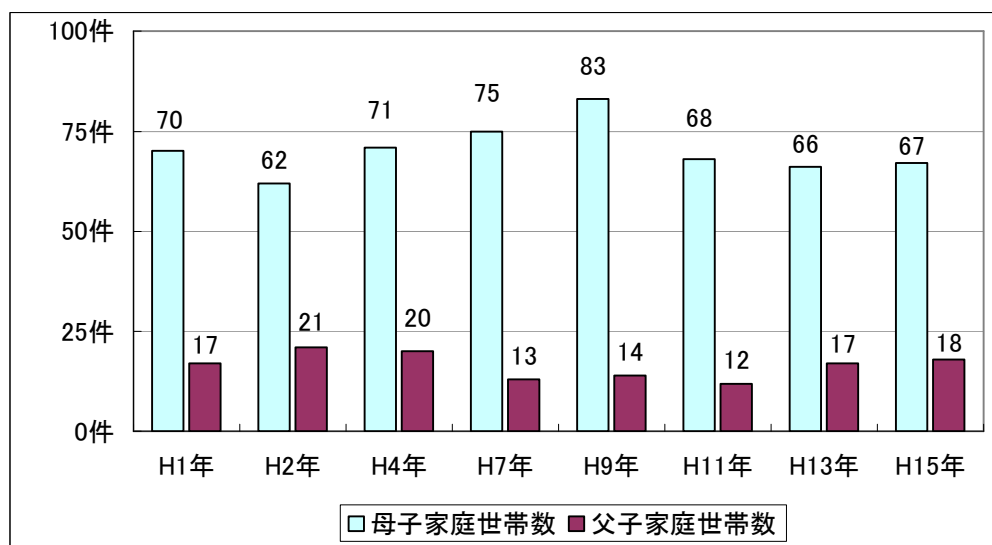
資料：国勢調査、若狭町統計データ

- * 合計特殊出生率…年齢別の出生率を特殊出生率といい、それを合計したものを合計特殊出生率といいます。合計特殊出生率はその年齢の女性が産んだ子どもの数を、各歳の女性人口（15～49歳の合計）で除して算出され一人の女性が生涯で産む子どもの数の目安になります。

② ひとり親世帯状況

ひとり親世帯については、平成元年からほとんど変化しておらず、母子家庭と父子家庭を比較すると、母子家庭が約 4 倍の数になっていることがわかります。

図 2－3 若狭町ひとり親世帯状況



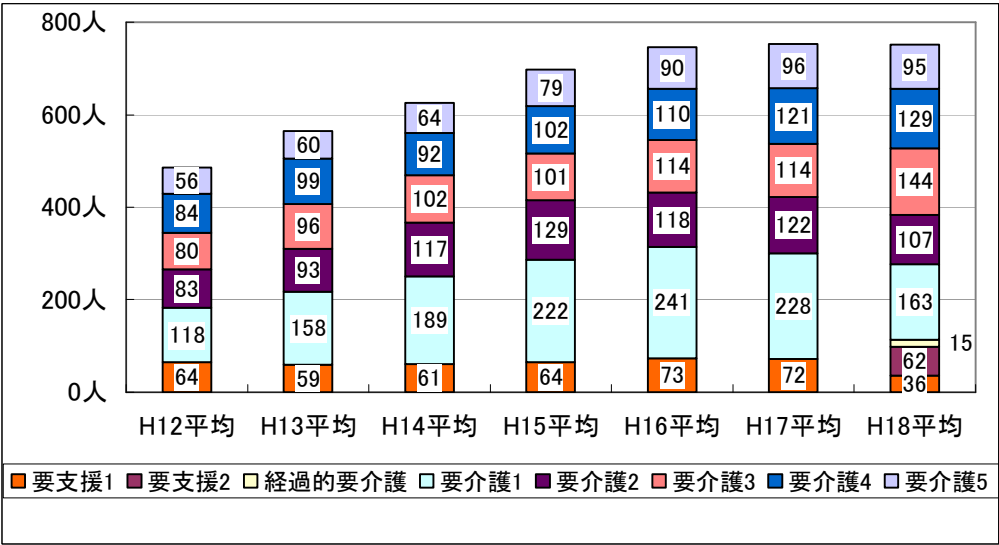
資料：国勢調査

(3)福祉の状況(高齢者)

① 介護保険認定状況

平成 12 年度より導入された介護保険制度ですが、その認定状況については、近年まで増加傾向にありました。しかし、ここ 3 年をみるとほぼ横ばい状態となっています。平成 12 年度の導入時期から比べてみると、平成 12 年度の認定者数は 485 人でそれに対し平成 18 年度は 751 人となっており、266 人増えていることになります。平成 17 年度までは要介護 1 の方が人数が増えていましたが、介護保険法の見直しが行われ、新予防給付が新設されました。それにより要介護 1 の方が要支援 1、要支援 2、要介護 1 にそれぞれ振り分けられるようになりました。これにより、過剰サービスの提供を抑え、要介護度の軽い方については自立機能を低下させない取組みがされています。

図 3－1 介護保険認定者数推移



※ 月ごとに認定者が変動する為年間平均値を年度の認定者数とします

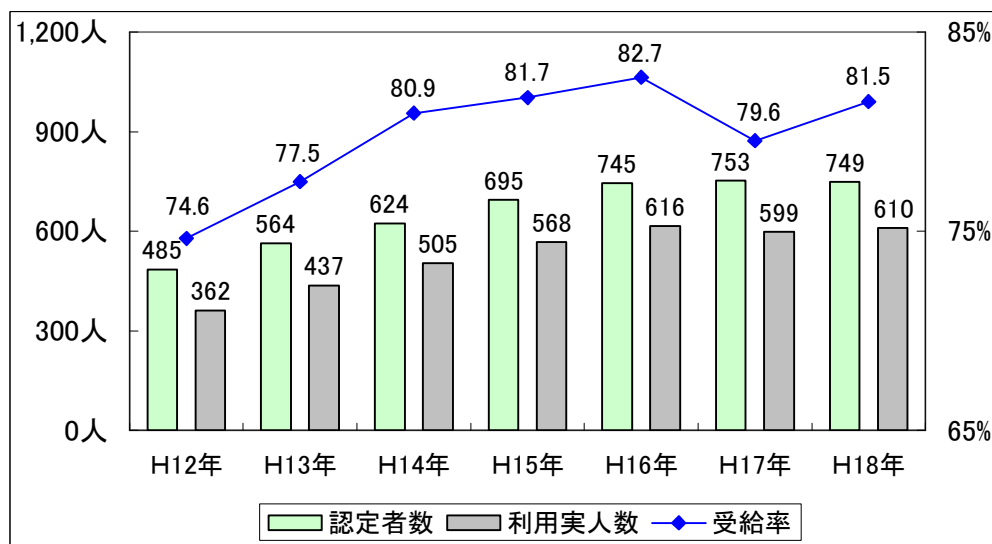
資料：若狭町統計データ

介護度	心身の状態の例
要支援1	日常生活の能力は基本的にあるが、入浴などの一部介助が必要。
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行なう能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などに一部介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力では困難。排泄、入浴に一部または全部の介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要。
要介護4	排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要。
要介護5	意志の伝達が困難。生活全般に全面的介助が必要。

② 介護保険受給状況

介護保険の受給率は介護保険認定者数同様、近年まで増加傾向にありましたがここ数年では横ばい状態となっています。平成 12 年度から比べてみると、平成 12 年度の受給率は 74.6%でそれに対し平成 18 年度は 81.5%となっており 6.9%増加していることが分かります。

図 3－2 介護保険受給率・認定者数・利用実人数推移



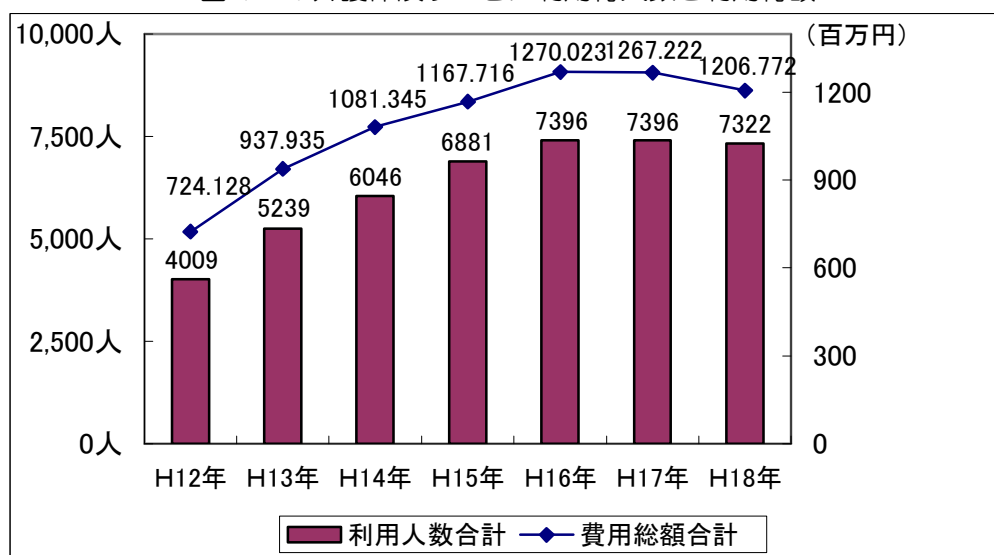
資料：若狭町統計データ

(4) 福祉の状況(介護保険サービス)

①介護保険サービス利用総人数と利用総額

介護保険サービスの利用人数は介護保険制度が導入された平成 12 年度から急激に増加していることがわかります。平成 12 年度と平成 18 年度を比較すると 3,313 人増えており、ほぼ 2 倍となっています。しかし、介護予防サービスが導入された平成 18 年度には減少していることがわかります。利用人数に比例して、利用総額についても年々増加傾向にありましたが、これも介護予防サービスが導入された平成 18 年度には減少するなど、介護予防サービスが導入されたことで、サービスの過剰提供が抑えられてきている状況がうかがえます。

図 4-1 介護保険サービス利用総人数と利用総額

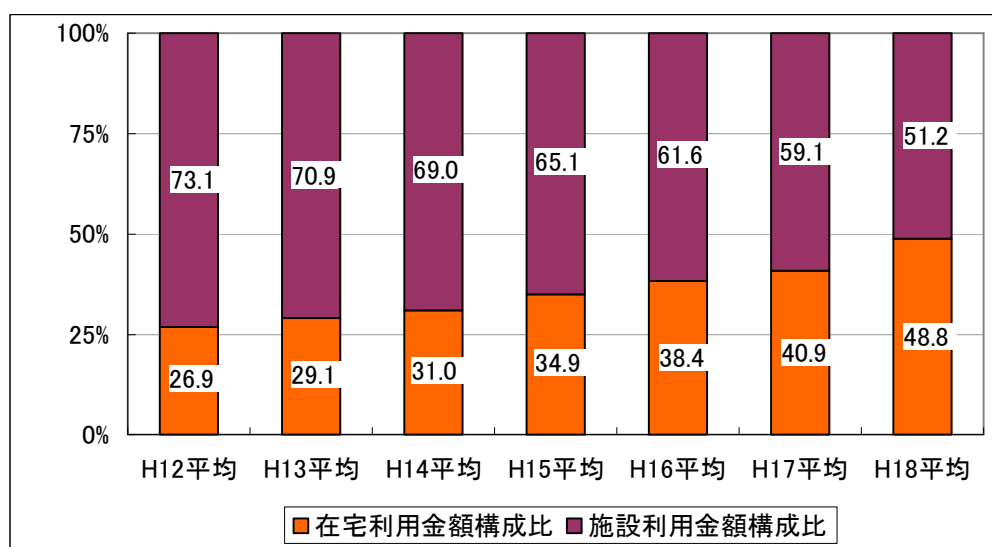


資料：若狭町統計データ

② 介護保険サービス利用構成

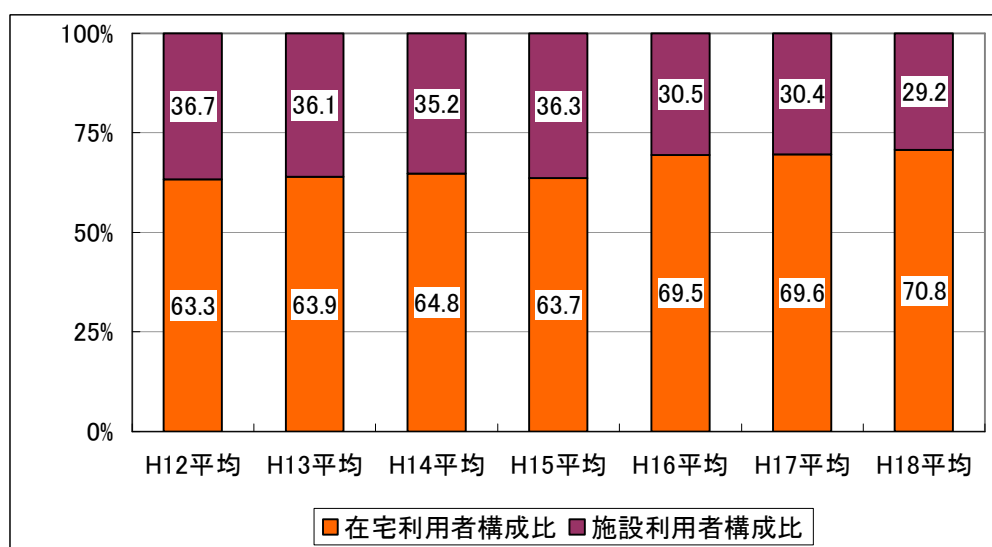
介護保険サービスの利用構成については、在宅利用者と施設利用者の比率は介護保険が導入された平成12年度からほとんど変わることがなく、7：3の割合となっています。利用金額の構成比については、在宅利用と施設利用の割合が利用者構成比と逆転し、介護保険が導入された平成12年度では3：7の割合となっていました。しかし、近年ではその割合がほとんど変わらなくなり、平成18年度ではほぼ5：5の割合となっています。これは、施設利用金額における自己負担料が増えたためであり、それにより介護保険より拠出する額が減ったことが要因と考えられます。

図4-2 介護保険サービス利用金額構成比



資料：若狭町統計データ

図4-3 介護保険サービス利用人数構成比



資料：若狭町統計データ

(5) 福祉の状況(障がい者)

① 若狭町の身体障害者手帳交付状況

障害者手帳交付件数は、平成15年度は3種合計で925件、平成18年度は967件に増加しており、4年間で4%以上増加しています。件数は少ないものの、精神障害者保健福祉手帳交付件数の増加率が高い状況です。平成18年度末現在では3種の障害者手帳所持者は967人で、総人口16,668人（国勢調査調べ）の5.8%に当たります。全国平均（平成16年度末4.47%）と比べ、やや高い水準となっています。

障害者手帳交付件数の動き (単位：人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
身体障害者手帳	796	831	851	822
療育手帳	91	90	95	96
精神障害者保健福祉手帳	38	40	43	49
3障がい合計	925	961	989	967

資料：若狭町統計データ

② 身体障害者手帳交付数

身体障害者手帳所持者数は、800人台で推移しています。

等級別では1級と3級が多く、重度（1・2級）と中度（3・4級）が同程度を占めています

障がい種類では、肢体不自由が半数を占め、次に多い内部障がい（31%）と合わせると、全体の82%を占めています。

年齢別では、65歳以上が全体の70%、18～64歳が25%となっており、18歳以上の所持者がほとんどとなっています。

等級別交付状況 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成16年	208	122	214	155	67	65	831
平成17年	225	115	206	171	65	69	851
平成18年	211	114	203	169	58	67	822

資料：若狭町統計データ

種類別交付状況 (単位：人)

	視覚	聴覚 平均機能	音声 言語	肢体 不自由	内部	合計
平成17年	63	82	6	439	261	851
平成18年	60	80	6	417	259	822

資料：若狭町統計データ

年齢別交付状況 (単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年
0～17 歳	14	14
18～64 歳	374	206
65 歳以上	463	602
合計	851	822

資料：若狭町統計データ

③ 療育手帳交付数

療育手帳交付数は、18歳未満では15件程度で推移し、18歳以上では平成17年度に80人を超えています。種類別では、療育手帳Bの件数が療育手帳Aの件数より多くなっています。

療育手帳交付数 (単位：人)

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
18 歳未満	16	13	13	15
18 歳以上	75	77	82	81
合計	91	90	95	96

資料：若狭町統計データ

等級別交付状況 (単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年
療育手帳A	33	33
療育手帳B	62	63
合計	95	96

資料：若狭町統計データ

④ 精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳は、平成7年に精神保健法が精神保健福祉法へ改正された際に創設され、平成14年度から申請などの事務が市町村に移りました。

平成15年度以降は毎年度交付数が増加しており、平成18年度では49件、等級別では2級が67%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳交付数 (単位：人)

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
18 歳未満	0	0	0	0
18 歳以上	36	40	43	49
合計	36	40	43	49

資料：若狭町統計データ

2. 住民からみた若狭町のいま

(1) 住民意識アンケートの結果から

今回の計画を策定する上で、多くの町民の方々の意見を伺うため、約2,000名を対象とした住民意識アンケートを実施し、半数以上の方々から貴重な意見をいただきました。今回の計画では、これらの結果を踏まえて計画の策定を行っております。

□ **実施期間** 平成18年5月9日～6月8日

□ **調査の実施**

- ① 対象者 若狭町内に在住する20歳以上の住民
- ② 抽出方法 若狭町内（85集落）各区の年齢階層比率、男女比率等に基づき、
①20～29歳、②30～39歳、③40～49歳、⑤50～59歳、⑥60～69歳、⑦70歳以上の階層ごとに抽出標本数を算定
- ③ 調査方法 質問紙法（返送のみ郵送） ＊社協職員による配票
- ④ 標本数 2,118人
- ⑤ 調査終期 平成18年6月8日
- ⑥ 回収方法 返信用封筒による若狭町社会福祉協議会の直接回収

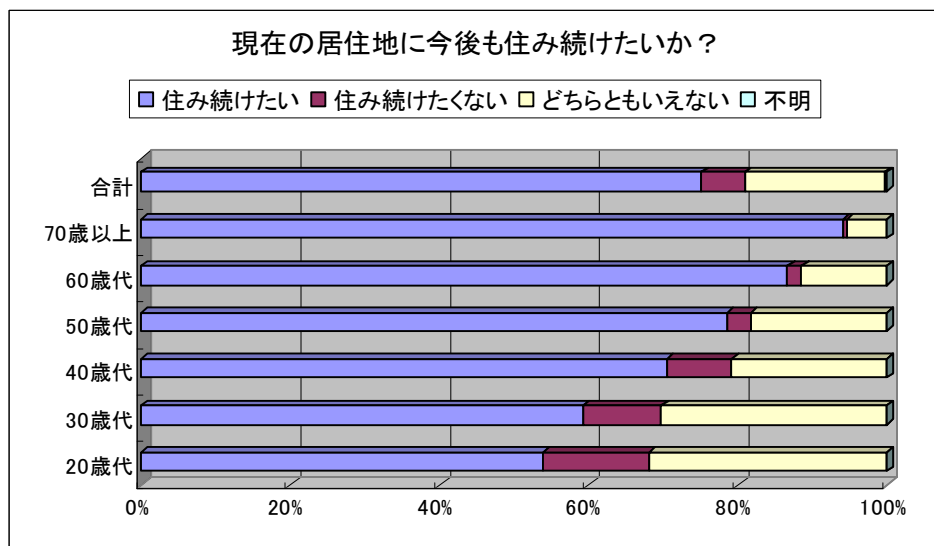
□ **回収結果**

- ① 回収数 1,101人
- ② 回収率 51.98%

地域や地域活動について

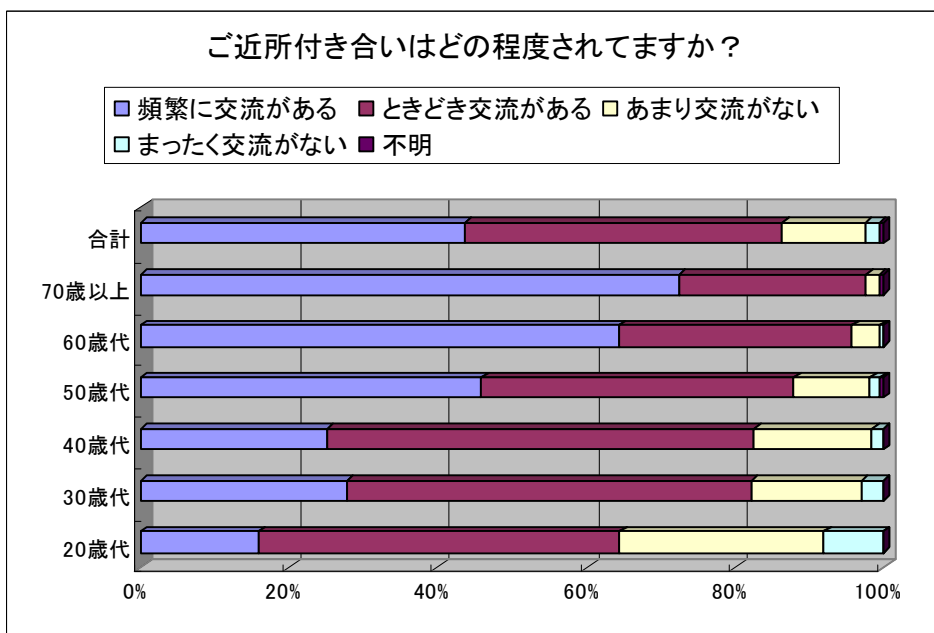
① 今後の居住志向

今後の居住志向については、全体的に概ね 8 割近い町民が「住み続けたい」と考えており地域志向が高い状況が伺えます。ただし、年代が下がるにつれ、「どちらともいえない」の割合が高くなっており、将来的に人口流出につながる不安要素と考えられます。



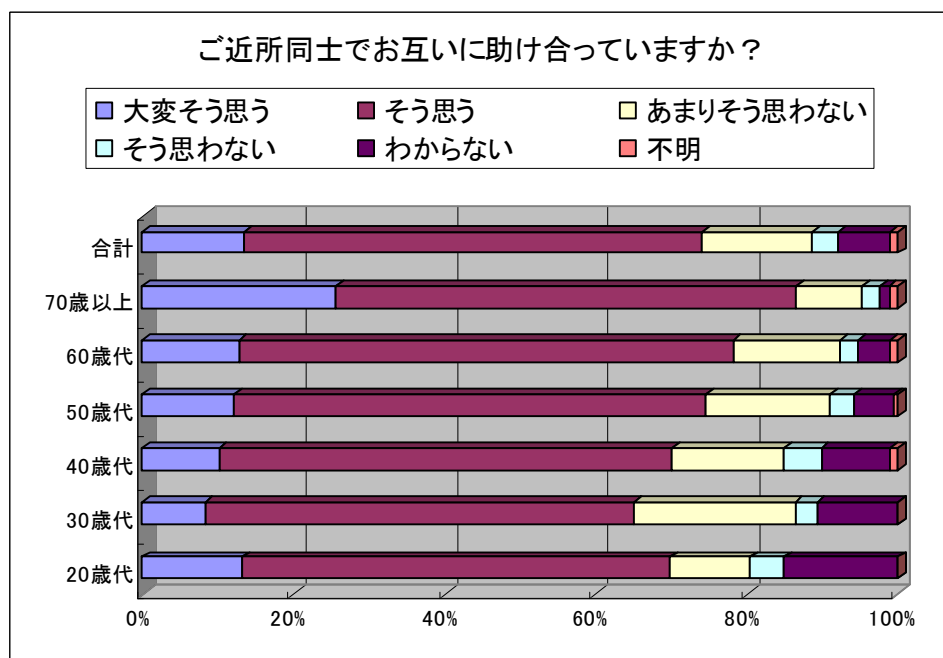
② 地域における住民同士の交流の程度

町民同士の交流については、「頻繁に交流がある」、「ときどき交流がある」を合計すると全体的に概ね 9 割近い町民が、「交流がある」と答えています。ただし、年代が下がるにつれ「あまり交流がない」・「まったく交流がない」の割合が高くなっており①、②の設問の間に関連性があるように思われます。



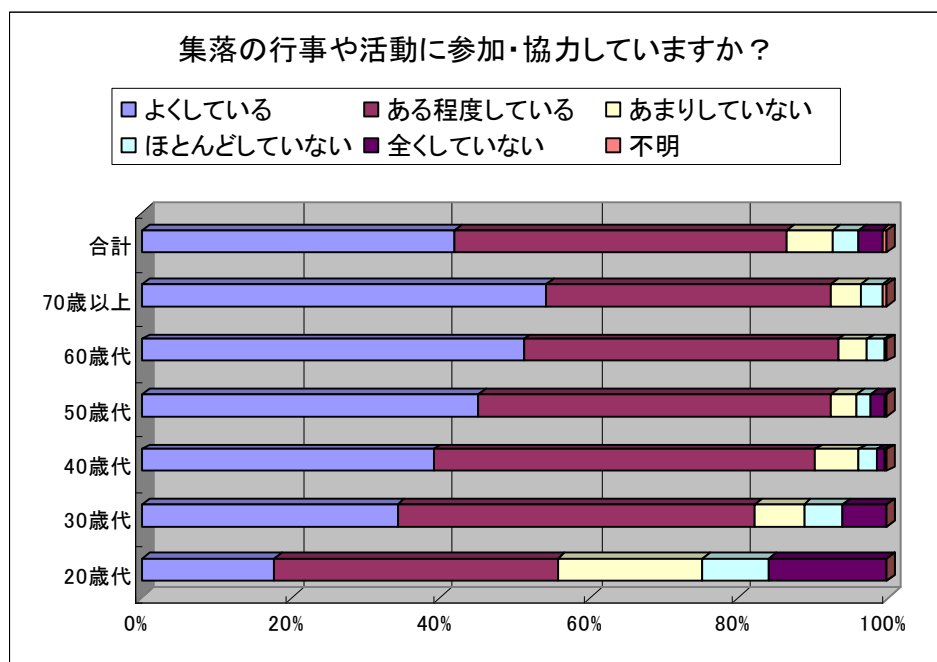
③ 地域における住民の助け合いの程度

「ご近所同士で助け合っていますか」という問いには、「大変そう思う」、「そう思う」と答えた人の合計が7割を越え、よく助け合いが行われていることがわかります。



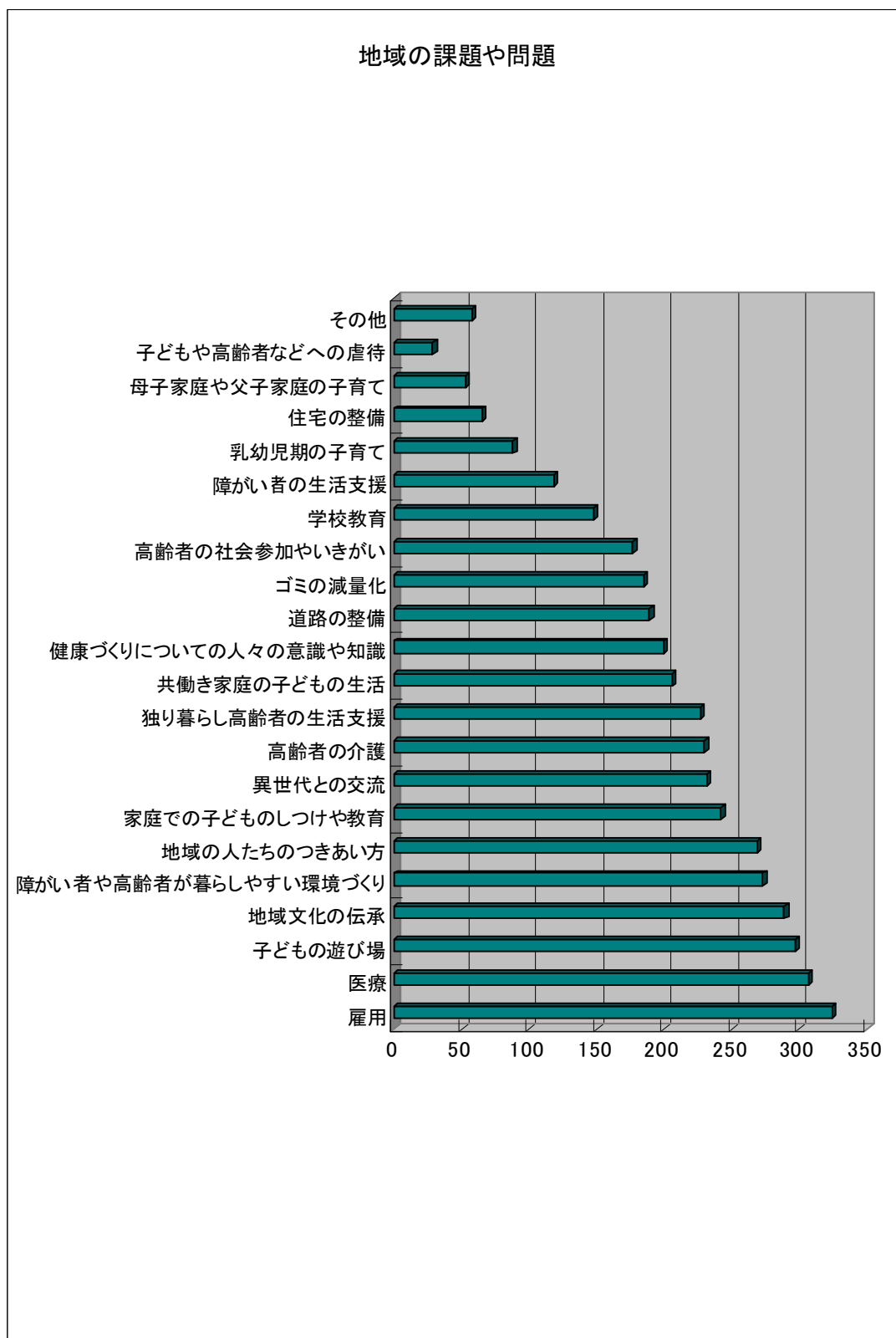
④ 集落活動への参加協力の程度

「よくしている」、「ある程度している」と答えた人の合計が約9割近くあり、参加頻度が高い事がわかります。「よくしている」と答えた人は、年代が高くなるにつれ多くなっています。



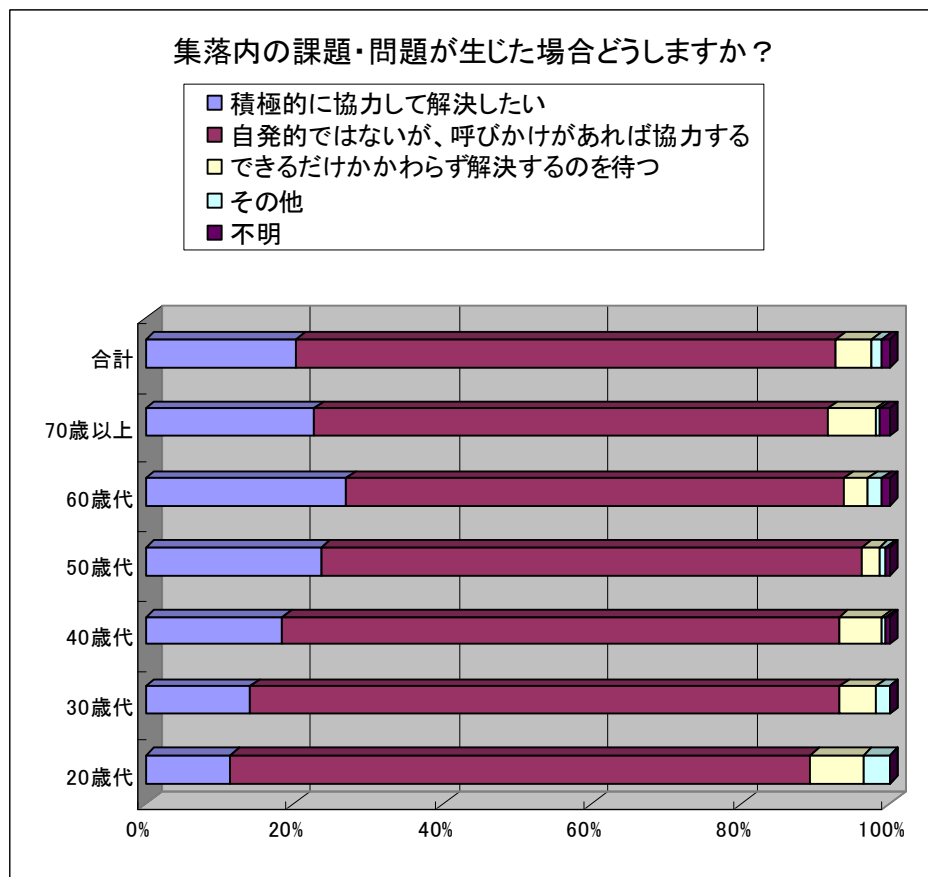
⑤ 地域の問題点

一番多かったのが「雇用」、「医療」ということで、働く場所の環境整備や、医療施設の充実が強く望まれています。



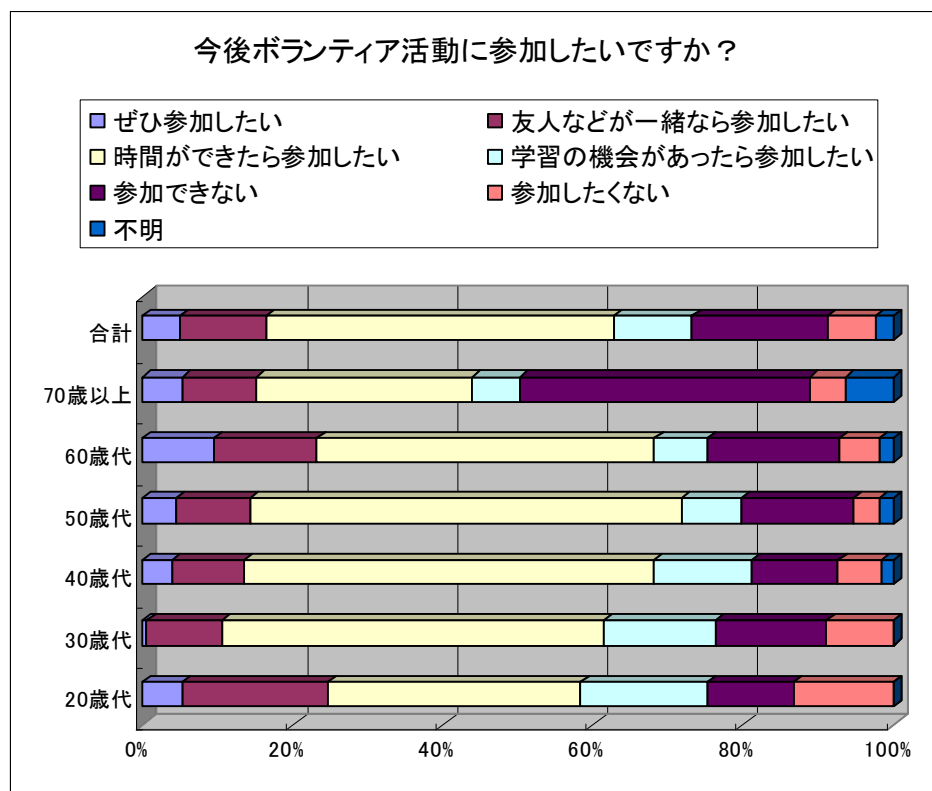
⑥ 地域の問題、課題への関わり方の種別

約 7 割の町民が「自発的ではないが、呼びかけがあれば協力する」と答えています。
「積極的に協力して解決したい」と合計すると、9 割以上の方が何らかの形で協力していることがわかります。



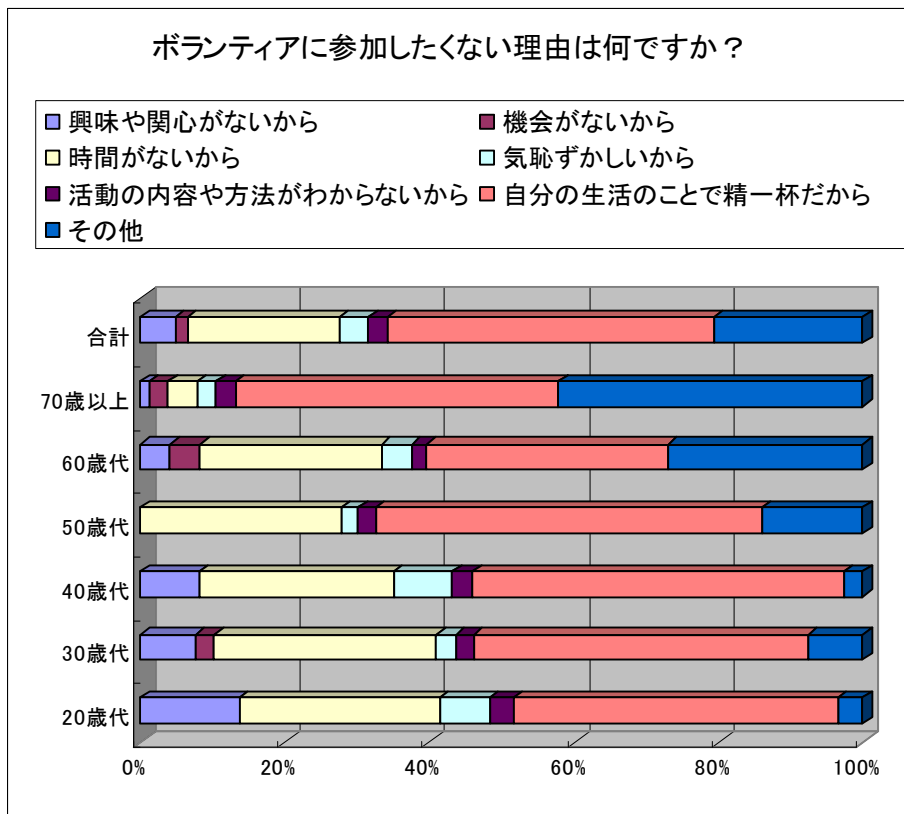
⑦ ボランティア活動への参加意向の程度

「参加できない」、「参加したくない」と回答した人以外で「参加してみたい」という意向のある人の割合は約75%になります。一番多い答えは「時間ができたら参加したい」というもので、現代社会の生活が浮き彫りになっています。



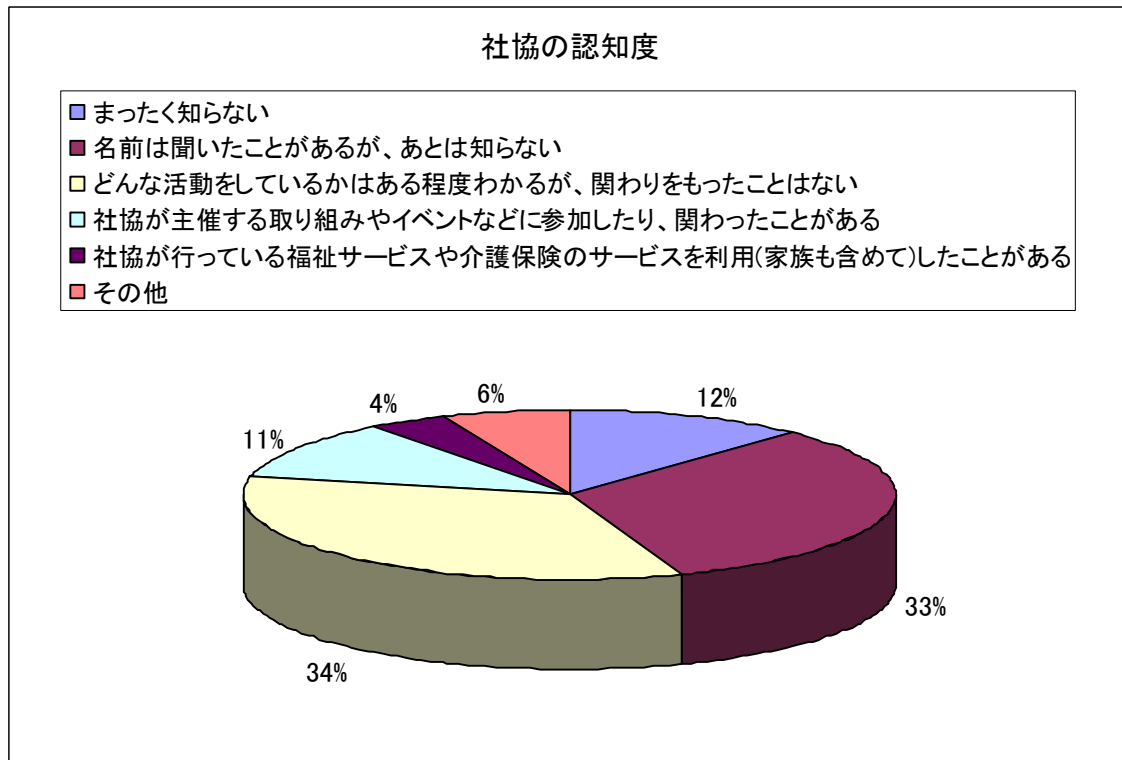
⑧ ボランティアに参加できない理由の要素

「自分の生活のことで精一杯だから」、「時間がないから」という理由が1、2位をしめています。前述⑦の参加意向の回答につながっています。



若狭町社会福祉協議会の認知度

「名前は聞いたことがあるが、あとは知らない」、「どんな活動をしているかある程度わかるが関わりをもったことはない」という答えが多く、認知度が低いことがわかります。



(2) 各懇談会の結果から

住民懇談会

今回の計画の策定では、住民意識アンケート調査以外にも直接町民の声をお聞きするため、若狭町内の数集落を対象に住民懇談会を実施しました。普段抱えておられる思いを率直にお話いただき、それらについてもできる限り、若狭町の課題として今回の計画に反映しています。ここでは、懇談会で出された意見の中で主なものをご紹介します。

集 落内の問題について

- ・ 若者たちが就職難のため集落から出ていってしまい少子化が進んでいる。
- ・ 集落全体での協力行事がほとんどなくなった。
- ・ 誰でも参加できる全年齢対象のサロンが開催できたらいい。

介 護保険サービスについて

- ・ 西田地区にデイサービスができてありがたいが、利用の仕方、どの程度の方が利用できるのかなど、制度自体が分かりにくい。
- ・ 要介護認定を受けていない人たちは、どのような介護サービスが実施されているのか分からない。
- ・ 老人を対象とした福祉サービスは多いが、子どもたちを対象にした福祉サービスが少ない。

住 民間のコミュニケーションについて

- ・ 高齢者の除雪など、なるべく公費を使わずにお互い助け合ってできる体制づくりができると良い。

社 協が実施するサービスについて

- ・ サロンバスは家族が喜んで利用しているのでこれからも続けてほしい。
- ・ サロンバス事業で、車イスでも乗車できる車輛を運行してほしい。
- ・ 移送サービスの利用制限が厳しくなり困っている。
- ・ 昼間、家に若い人がいない家は移送サービスがないと病院に行けない。

民生委員・福祉委員懇談会

平成18年度に民生委員さんと福祉委員さんの懇談会を学校区ごとに実施しました。実際に懇談会で出された意見の中で主なものを紹介します。

助け合いや支援に関すること

- ・ 独居老人でも町内に子どもや兄弟姉妹がいるケースがあり、支援の範囲が難しい。
- ・ 昔のように自然に助け合う近所づきあいが困難になってきた。
- ・ 降雪量の多い地域では、災害時要援護者に対して除雪などどのように支援していくかが大きな課題となっている。

サロン活動や交流に関すること

- ・ 集落の中で集まり、交流する機会が減ってきた。
- ・ 女性の会が組織されていない地域があり、交流する機会が少ないため、将来のことを考えるとサロンの存在は大きい。
- ・ 認知症の方はサロンに参加しづらい。
- ・ サロンはできる限り少人数で行うほうが継続しやすい。

高齢者に関すること

- ・ 高齢者が家に閉じこもりになるケースが増えてきた。
- ・ 高齢者の自動車の運転が危険である。

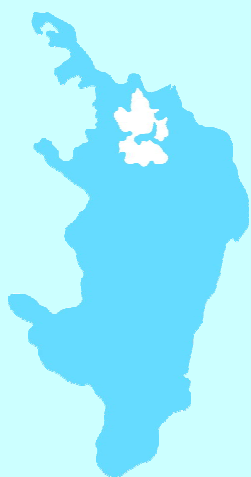
子どもや若者に関すること

- ・ 子ども達が安心して遊べる場所が減ってきた。
- ・ 若者の引きこもりが増えている。

その他

- ・ 災害時の避難場所が決まっていない地域もあり、災害時のことを考えると不安である。
- ・ 災害マップ（リスト）を作成し、災害時要援護者への支援体制ができると良い。
- ・ 行政サービスや福祉サービスを受けることに対して抵抗はないが、顔見知りの人が間に入ると抵抗を感じる。
- ・ 町の中心部に対して遠隔地では福祉についての認識や関心が薄い。
- ・ 民生委員、福祉委員、老人家庭相談員、区長などが連携して集落の支援活動を行えるよう、定期的に懇談会などを開催できると良い。

Ⅲ 活動計画



Ⅲ

活動計画

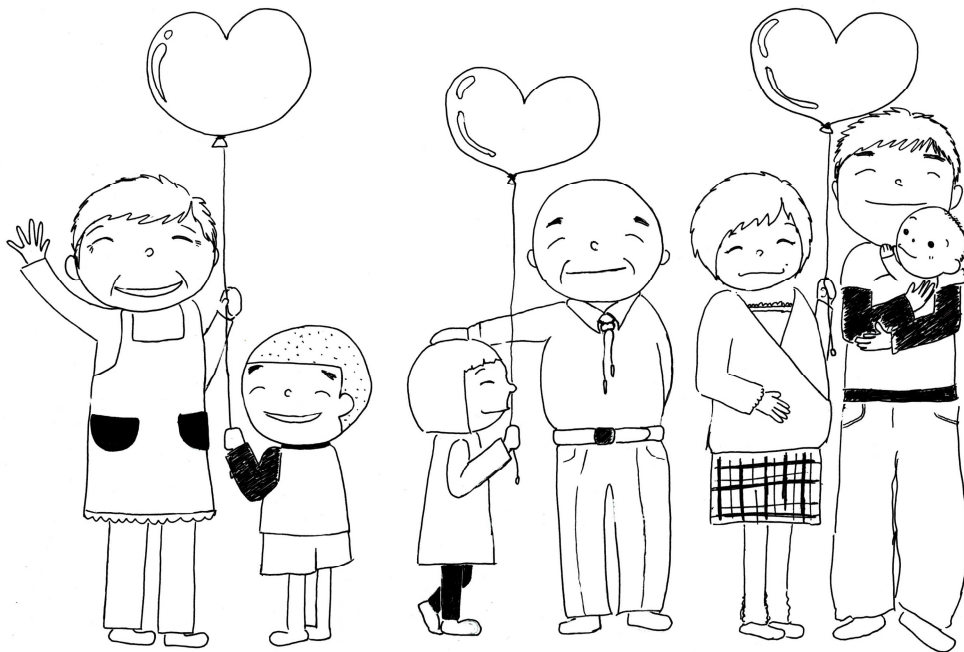
今回の計画を策定するにあたっては、住民意識アンケートをはじめとして、若狭町にお住まいのたくさんの方々よりお話をお伺いしました。その中にはたくさんの生活課題や福祉課題があり、その内容もさまざまでした。

住民意識アンケートの意見の中には、「雇用の場の充足」「公共交通機関の充実」「福祉施設の整備」など住民相互の活動だけではなかなか取り組むことのできないものも数多く見受けられました。そのどれもが町民の思いであり、よりよい町づくりには欠かすことのできない課題だと思われます。

しかし、今回の地域福祉活動計画を策定するにあたっては、冒頭の『計画の性格』にもあるとおり、この計画が住民による住民のための地域福祉活動を実践するための、住民目線の取り組みを中心につくりあげるという前提もあり、住民の方々がいっしょになって取り組める課題に絞らせていただきました。

次頁には、若狭町が抱える生活課題や福祉課題をふまえた5つの基本目標を設定し、3年間の取り組みの方針とともに整理しています。

なお、「3年間の取り組み」をすすめるための具体的な活動内容については、毎年若狭町社協が作成する年次事業計画で明らかにしながら、町民のみなさんにお伝えしてまいります。



1

住民相互による集落助け合いの充実

◆ 現状と課題

地域福祉活動の原点は、住民相互の助け合いであり、現在の福祉課題の多くはこれらが欠落したことによるものと考えられます。中でも集落を単位とする小地域内での助け合いは、日常生活でも身近な活動であり、大変重要な活動ともいえます。

◆ 取組みの方針

集落を単位とした小地域内での助け合い活動を充実させるために、住民相互のコミュニケーションの機会を増やしていきます。コミュニケーションの機会を増やすことで、お互いの困りごとや悩みごとを理解し合い、助け合いの活動へとつなげていきます。

◆ 3年間の取組み

事業・取組み名	事業・取組みの内容	取組みスケジュール			連携・協働機関
		H20	H21	H22	
家族間のコミュニケーションの充実	家族間のコミュニケーションの重要性を広報活動等で周知し、家族相互の関係性を見つめ直すことで、児童虐待やDV*(ドメスティックバイオレンス)等の家族問題を防止するきっかけづくりにもつなげていきます。	準備	実施	継続	・ 町民 ・ 区長会 ・ 町行政 ・ 各種団体 ・ 教育委員会 ・ 各学校 など
世代間交流の促進	世代などの枠組みを超えた交流の場を増やし、健康づくりや生きがいづくりにつなげていきます。	実施	継続	継続	・ 町民 ・ 区長会 ・ 町行政 ・ 各種団体 など

*同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと

◆ 町民のみなさんに取組んでいただきたいこと

この基本目標を実施するためには、集団の最小単位である、家族間のコミュニケーションを密にすることがもっとも重要であると考えます。

家族団らんを定期的ににつくったり、家族それぞれの思いを話せるような環境づくりに取組んでみてください。

◆ 社協が取組んでいくこと

若狭町社協では、集落内で助け合いや支え合いの活動が、決して強制的ではなく、自然に広がっていくよう、後方より支援していきます。

【 関連事業 】

- | | |
|--|----------|
| ☐ ふれあいサロン推進事業 | (P50 参照) |
| ☐ パレア若狭リラクゼーション事業 | (P57 参照) |

2

ボランティア活動等福祉意識の向上

◆ 現状と課題

「阪神・淡路大震災」以降、ボランティア活動が脚光を浴び、日本全国に活動の輪が広がりつつあります。若狭町においてもボランティア活動人口は増えてつつありますが、まだまだボランティアに対する関心や活動実績は低調といえます。

◆ 取組みの方針

学生の頃から福祉教育の中でボランティアに対する考え方を学び、ボランティア活動を実際に体験することで、ボランティアをもっと身近な活動として拡大していきます。

また、子どもに限らず、すべての町民がボランティア活動についての理解を深め、取組めるよう、福祉意識の向上をすすめていきます。

◆ 3年間の取組み

事業・取組み名	事業・取組みの内容	取組みスケジュール			連携・協働機関
		H20	H21	H22	
『ボランティアの日』 (仮称)の制定	ボランティアに取り組むきっかけづくりとして、『ボランティアの日』(仮称)をつくり、ボランティア活動を普及していきます。	準備	実施	継続	・ 町民 ・ ボランティアセンター 運営委員会 ・ 福祉委員 ・ 町行政 など
各学校との福祉協力校 連絡会の設置	福祉協力校を含め、各学校との連絡会を設置し、福祉教育における協力体制をつくります。また先生など学校側のニーズを把握し、新たな福祉教育カリキュラムを検討します。	実施	継続	継続	・ 各学校 ・ 教育委員会 など

◆ 町民のみなさんに取組んでいただきたいこと

この基本目標を実現するためには、「ボランティア活動」について一人でも多くの方に関心を持ってもらい、また活動に取組んでもらうことが重要と考えています。

周囲のごみを拾ったり、困っている人を見かけたら声をかけてあげるなど、日常の中で「ちょっとしたボランティア」（ちょボラ）から取組んでみてください。

◆ 社協が取組んでいくこと

若狭町社協では、町民のみなさんに「ボランティア活動」をもっと身近に感じてもらい、誰もが気軽に取組める活動になるよう、普及や推進に努めていきます。

【 関連事業 】

- ☐ ボランティアセンター運営事業、ボランティア活動推進事業 （P 5 1 参照）
- ☐ 福祉協力校事業 （P 5 2 参照）

3

福祉交通体系の強化

◆ 現状と課題

若狭町は公共交通機関の確保が難しいという地域的な課題があります。この課題については、町が策定した『交通活性化計画』の中にもその対策が盛り込まれていますが、その取り組みははじまったばかりです。

◆ 取組みの方針

まずは、住民たちで取組める交通手段の開拓や、既存の福祉交通体系を見直していくことで、町民のニーズに即した福祉の交通アクセスを充実していきます。

◆ 3年間の取組み

事業・取組み名	事業・取組みの内容	取組みスケジュール			連携・協働機関
		H20	H21	H22	
ボランティアによる送迎サービス実施体制の検討	ボランティアによる送迎サービスの可能性を検討し、懇談会や研修会などを通じて試験的な実施をめざしていきます。	準備	実施	継続	・ 町民 ・ ボランティアセンター運営委員会 ・ 町行政 など
福祉交通体系の充実	住民のニーズを収集し、既存の福祉交通体系の見直しを図ります。実施可能な点については改善を加え、よりよい福祉交通体系の実現に取り組めます。	実施	継続	継続	・ 町行政 ・ 町民 など

◆ 町民のみなさんに取組んでいただきたいこと

この基本目標を実現するためには、交通手段の確保が困難な方に対して、外出の手段を充実させていくことがもっとも重要と考えています。

該当する方が近隣にお住まいの場合は、通勤や子どもの送迎などの機会を利用して、病院などへの送迎を通じて、地域の中での支え合い活動に取り組んでみてください。＊

＊このお願いについては、決して強制ではありません。「病院へ送迎する」記述についても、ひとつの事例であり、この内容に固執するものではありません。また活動する際は、事故等に細心の注意をお願いします。

◆ 社協が取組んでいくこと

若狭町社協では、すでに実施している事業についての見直しを行い、可能な限り町民のニーズに即した改善を図っていきます。

【 関連事業 】

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ☐ 外出支援事業 | (P 48 参照) |
| ☐ ふれあいサロンバス事業 | (P 49 参照) |

4

介護保険事業等介護サービスの利用促進

◆ 現状と課題

若狭町内には多くの福祉関連施設が存在しています。しかし、福祉施設と関わりの少ない町民の中には、福祉施設や福祉制度への理解が十分にすすまず、福祉サービスの効果が十分に発揮できていない状況もあります。

◆ 取組みの方針

福祉施設や福祉制度、また介護サービスの役割や価値を十分理解してもらうことで、サービスを必要とされる方はもちろん、そのまわりの方への支援にもつなげていきます。

◆ 3年間の取組み

事業・取組み名	事業・取組みの内容	取組みスケジュール			連携・協働機関
		H20	H21	H22	
福祉施設等への受入支援	若狭町内の各施設について、学生や実習生の受入はもちろん、一般の方の受入や、他の福祉施設の見学希望に対しても、連絡調整を図り、ひとりでも多くの方が福祉施設を見学できる体制づくりをすすめていきます。	実施	継続	継続	・ 各 社 会 福 祉 施設 ・ 町行政 など
福祉制度や介護サービスに関する情報提供	懇談会などにおいて、福祉制度や福祉施設の内容について説明する場をつくるほか、様々な媒体を活用した情報提供を実施します。	実施	継続	継続	・ 町民 ・ 各 社 会 福 祉 施設 ・ 町行政 など

◆ 町民のみなさんに取り組んでいただきたいこと

この基本目標を実現するためには、すべての町民に「介護保険制度」や福祉・介護サービスについて理解していただき、必要な人に必要なサービスを利用してもらえることが重要と考えています。

現時点で必要性がない方でも、施設の見学会や、福祉懇談会などに積極的に参加するなど、介護についての理解が深まるような活動に取り組んでみてください。

◆ 社協が取組んでいくこと

若狭町社協では、介護保険制度など福祉に関する制度やサービスの内容を、町民に広く知っていただき、それらを有効に活用していけるよう、普及推進に努めます。

【 関連事業 】

- | | |
|---|-----------------|
| ☐ 生活支援ハウス事業 | (P 5 6 参照) |
| ☐ 各種介護保険事業 | (P 5 8～6 3 参照) |
| ☐ 若狭町地域福祉推進拠点施設≪五湖の郷≫の運営 | (P 6 4, 6 5 参照) |

5

要援護者及び福祉団体への支援

◆ 現状と課題

若狭町内でも福祉に関連する団体が数多く存在し、幅広い活動を展開しています。またこうした活動に対する公的な支援も行われています。しかし、情報や社会資源の不足により、活動や活動に対する支援の内容は十分と言えるものではありません。

◆ 取組みの方針

支援を必要とされる方のニーズをできる限りキャッチし、それらを広くつなぎあわせて、町民みんなが協力し合える支援体制をつくっていきます。

◆ 3年間の取組み

事業・取組み名	事業・取組みの内容	取組みスケジュール			連携・協働機関
		H20	H21	H22	
障がい者やひとり暮らし高齢者への安否確認の体制づくり	集落福祉委員や、郵便局員など日頃から地域を巡回している方を中心に連携し、日常生活の中での自然な見守り体制を築いていきます。また、災害時に援護が必要となるような人たちへの支援体制が築けるよう、各関係機関へ働きかけていきます。	準備	実施	継続	・ 福祉委員 ・ 各公的機関 ・ 地域住民 など
各種福祉団体への支援	直接的な支援だけでなく、様々な社会資源を模索・活用した支援体制が構築できるよう働きかけていきます。	実施	継続	継続	・ 各福祉団体 ・ 各社会福祉施設 ・ 町行政 など

◆ 町民のみなさんに取り組んでいただきたいこと

この基本目標を実現するためには、要援護者への支援に加えて、町民相互の支援ネットワークを広げていくことが重要と考えています。

日頃から近隣の方々に目を向けていただき、支援を必要とされている方や、また今後支援が必要になると思われる方を発見した際には、近くの民生委員さんや福祉委員さんを通じて、若狭町社協や行政機関などの支援機関に、情報を伝えていくような活動に取り組んでみてください。

◆ 社協が取り組んでいくこと

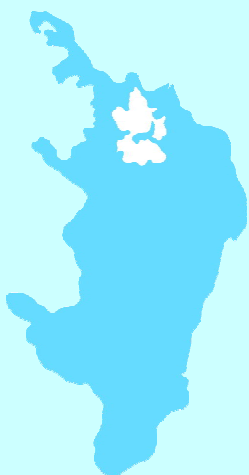
若狭町社協では、民生委員さんや福祉委員さんなど地域のネットワークを広く活用し、要援護者のニーズを的確にキャッチしていきます。また、直接的な支援に留まらず、社会資源を有効に活用し、それらを結びつける役割も担い、幅広い支援体制が構築できるよう努めます。

高齢者や障がい者のみならず、子育て支援に関するネットワークづくりの推進や、児童健全育成のための活動支援、また様々な福祉団体への支援にも努めます。

【 関連事業 】

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| ☐ 総合相談事業 | (P 53 参照) |
| ☐ 共同募金事業 | (P 54 参照) |
| ☐ 小口貸付事業 | (P 55 参照) |
| ☐ 各種介護保険事業 | (P 58～63 参照) |

IV 若狭町に根ざした 社会福祉協議会の取組み



IV

若狭町に根ざした社会福祉協議会の取組み

1. 若狭町社協がめざすもの（組織理念）

今回策定した地域福祉活動計画を実行していくにあたり、若狭町社協がめざすべき姿を「組織理念」としてあらわしました。この理念を、若狭町社協が今後の地域福祉活動を推進するうえでもっとも重要な指針として、職員一人ひとりが念頭におきながら日々の業務に取り組めます。

《 若狭町社協の組織理念 》

私たちは、信頼され愛され続けるために
たゆみない努力と挑戦を続けます。

組織理念に込めた思い

地域福祉活動の原点は地域住民の参加にあります。若狭町社協は、その原点を見つめなおし、町民一人ひとりの力がつながり、大きな輪になるよう活動を支援していきます。そこには町民からの信頼は欠かすことができません。そのために、常に社協は努力と挑戦を続け、地域福祉活動の推進に向けて妥協することなく前進していきます。

2. 若狭町社協が住民のみなさんに約束したいこと(スローガン)

若狭町社協では、日々の業務を遂行するうえで、住民のみなさんとお約束したいことをスローガンとして掲げることになりました。“変える勇気と変えない勇気”を持ちつつ、若狭町社協が町民の声をひとつでもカタチにできるよう、日々努力していくことをお約束いたします。

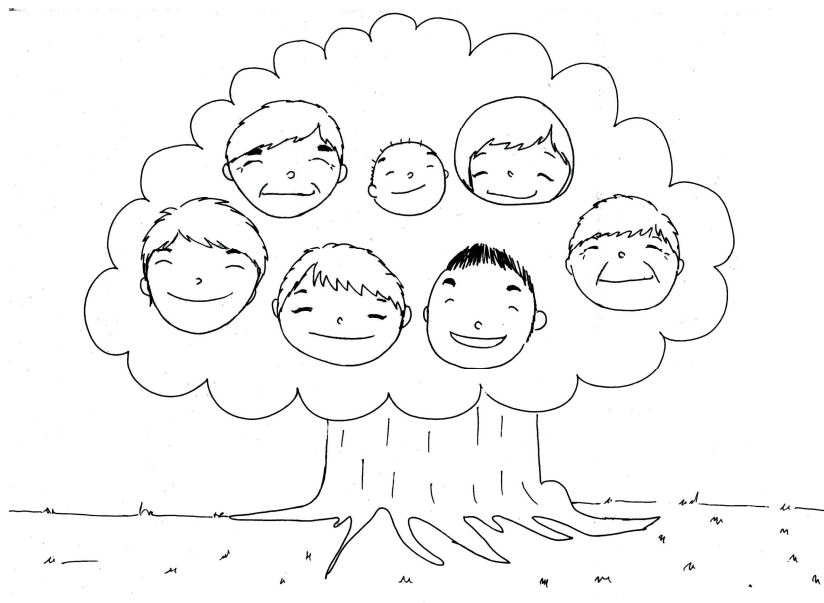
《 若狭町社協のスローガン 》

声をかたち

スローガンに込めた思い

声という無形のものをカタチにしていくこと。その“声”こそが町民の願いであり期待されていることであると私たちは考えています。それらに対しカタチ（結果）を残していきたいという社協の前向きな思いがそこにはあります。

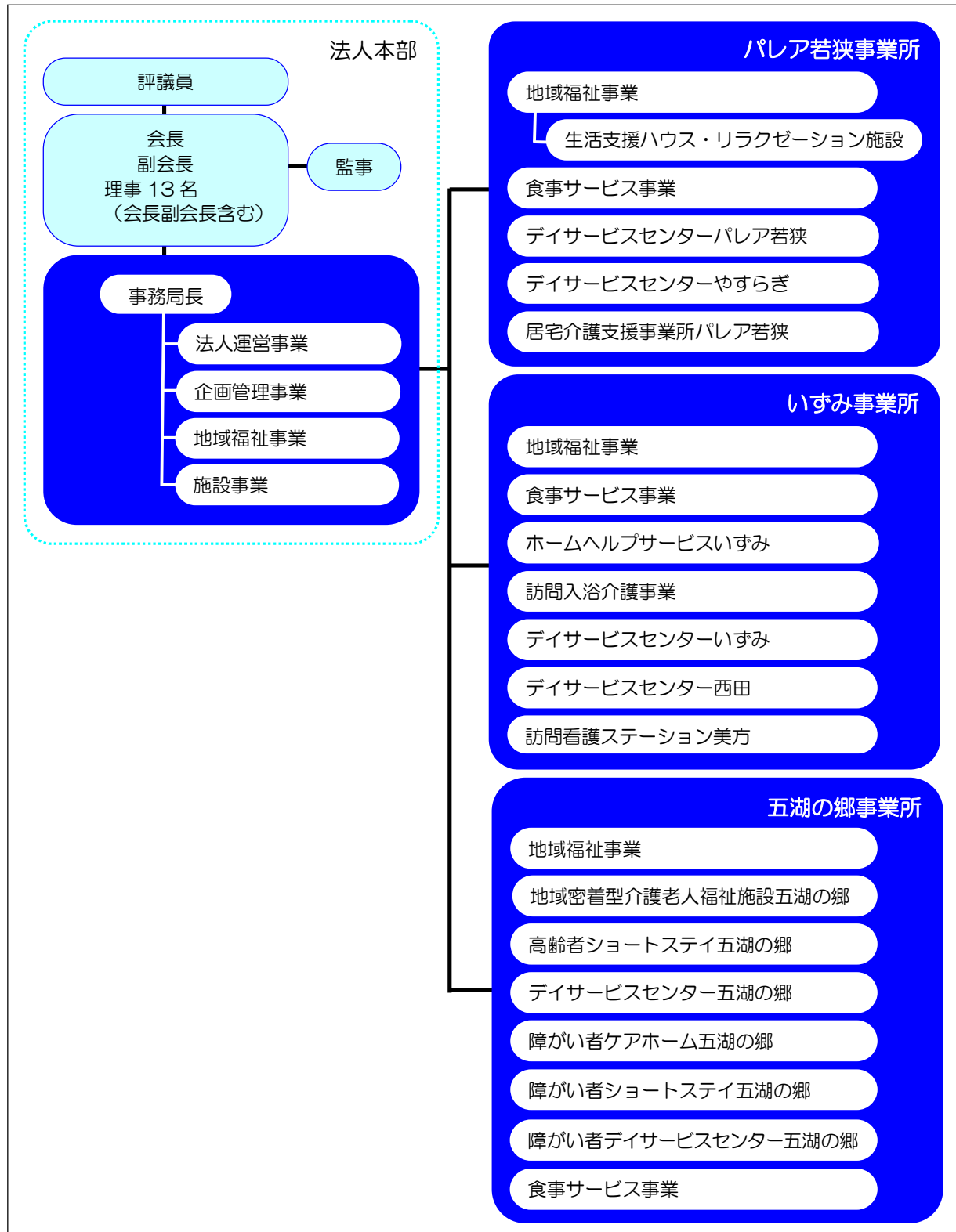
地域福祉活動は、まさに町民の声をカタチにしていく取り組みだと私たちは考えています。決して社協が中心になるのではなく、町民一人ひとりが真ん中で、自らが取組めるような地域福祉活動を推進していくために、私たちは全力を尽くします。



3. 若狭町社会福祉協議会の体制

若狭町社協では、住民と一体となって地域福祉活動を推進していくための体制づくりを行っています。

若狭町社協組織図



4. 若狭町社協が実施する事業の現状と今後の取組み

若狭町社協が従来取組んでいる地域福祉事業や介護保険事業、公益事業などについてご紹介しています。これらの事業についても、今後も内容を見直しつつ、発展させながら推進してまいります。

(1) 地域福祉事業の展開

食の自立支援事業 ・ まごころ給食事業

● 現状と課題

若狭町の委託事業として、平成19年度はひとり暮らしで実子がおられない方を対象に、週1回の「食の自立支援事業」をまた、食生活に不安を感じておられる高齢者を対象に、月曜日から金曜日まで毎日利用が可能な「まごころ給食事業」を実施しています。どちらも利用者に昼食を提供しながら、安否確認を兼ねてボランティアが主体となってお弁当を配達して頂いており、たくさんのボランティアに支えられている事業です。

食の自立支援事業は、「食事にかかる費用はなるべく実費で…」の流れから、年々個人負担額が高くなっており、また対象者や利用回数についても年々条件が厳しくなっています。条件が厳しくなって対象から外れる方については、まごころ給食事業で今までどおりお弁当が提供できるよう実施していますが、まごころ給食事業は全額実費負担となるため、利用者の負担は大きく、利用しにくくなってきています。

また、毎日型のまごころ給食事業を実施しているため、たくさんのボランティアの方に協力いただいておりますが、まだまだボランティアが不足している状況です。

【実施状況（平成19年度事業計画より）】

サービス内容	利用回数
食の自立支援事業	600食／年
まごころ給食事業	2,100食／年
ボランティア登録者	70人

● 今後の取組み

- 利用者の健康状態を把握し、栄養バランスの取れた食事を提供する
- 介護予防施策の一環として、ひとり暮らし高齢者等の居宅に定期的に訪問するとともに、安否確認を行なうことで孤独感の解消を図る
- 衛生管理に十分配慮し、調理したものはおいしく、安全に提供できるよう努める
- ボランティアの協力のもと、地域との連携を深め運営を円滑にする
- 配食サービスの更なる充実のための検討をする

外出支援事業

● 現状と課題

若狭町の委託事業として、若狭町内に在住し、概ね65歳以上で寝たきりの方や、車椅子などで一般の交通機関を利用することが極めて困難な方、透析治療をされている方などを対象に、自宅から医療機関までの送迎を実施しています。

この事業は、公共の交通機関が充実していないという地域的な障がいがある中、医療機関への交通手段としてたくさんの方に利用いただいております。しかし近年の道路交通法の改正や、町の委託事業の見直しなどにより、利用者にとっては使いたいときに利用できないサービスになってきています。

しかし、アンケート調査からも、公共交通機関に対する不満や要望が多くみられ、交通弱者に対する支援は重要な福祉課題の一つとなっています。今後は事業維持に向けての検討や、小地域での支え合い、ボランティア等による移送支援の発展に向けた取り組みが必要となってきています。

【実施状況（平成18年度事業実績より）】

サービス内容	延べ利用人数
外出支援事業	2,026人／年

● 今後の取組み

- 町の事業方針を踏まえた、利用者への柔軟な対応
- 利用者の希望にそえるよう、職員体制・車両体制の改善
- 事業維持のための運営方法の検討
- ボランティアによる移送サービスの検討（基本目標3、P37参照）

ふれあいサロンバス事業

● 現状と課題

上中地域で外出サロンの一環として始めた「福祉バス（サロンバス）」は、現在では高齢者を中心にたくさんの方々に利用いただいています。

現在は上中地域を8コースに分け、平日のみ1日2コース、1日2往復で運行しています。しかし、アンケート調査からも公共交通機関に対する不満や要望が多くみられるなど、改善が必要な状況です。また、三方地域ではこの事業を実施できておらず、旧町間でサービスに差が出てきている現状があります。一方、町内の公共機関の現状としては、近隣市町とも連携した交通機関の運行が始まっており、今後もエリアの拡大が期待されています。

【実施状況（平成18年度事業実績より）】

サービス内容	延べ利用人数
サロンバス	11,808人／年

● 今後の取組み

- 町内の公共交通機関と連携した更なる事業改善
- 利用者のニーズに沿ったルート、運行時間、運行日などの見直し（基本目標3、P37参照）

ふれあいサロン推進事業

● 現状と課題

町民のボランティアの方々が自主運営する『ふれあいサロン』は、高齢者など誰もが気軽に集い、地域の中でいきいきと暮らしていけるための仲間づくりの活動です。

若狭町社協では、集落内の小さなサロングループから数十人規模のサロングループまで様々なグループの活動を支援しており、新規グループの立ち上げも推進しています。

平成19年6月末現在、町内には46のサロングループ（※福祉健康課ふれあいサロン事業数）が存在しており、その数は増加傾向にあります。しかし、活動の実態を見ると、民生委員さんや福祉委員さんが主体となり運営を行っているグループが多く、グループ活動の継続に負担を感じている集落もあります。集落によっては集落内のボランティア仲間で運営をしているグループもあり、民生委員さんや福祉委員さんが立ち上げたサロンをいかに地域で支え、継続していくかが課題となっています。

各ふれあいサロンでは、高齢者のみで行うレクリエーション的な内容から、介護予防や、悪徳商法などの勉強会、世代間交流や遊び・行事などの伝承など様々で、各グループで特色のある活動を実施しています。社協ではサロンでの血圧測定や、お話、レクリエーション活動の支援のほかに、パレア若狭のリラクゼーション施設を中心に様々なメニューで1日過ごせる「サロンメニュー（ほっとサービスパレア）」やバスを利用した送迎を行う「外出サロン支援」などを実施しております。

現在は、一部の町民が活動し、その実態を知らない方がいるという現状です。今後はこの活動が高齢者の介護予防や生きがいづくりだけでなく、小地域の助け合い活動や、ボランティア活動の活性化にも繋がっていくよう、活動を推進していく必要があります。

【実施状況（平成19年度事業計画より）】

サービス内容	延べ利用人数
サロン事業の支援	32回／年（参加、同行、道具貸出）
ほっとサービスパレア	2,304人／年

● 今後の取組み

- ふれあいサロンの更なる推進
- 「ほっとサービスパレア」や「外出サロン事業」でのサロン団体への支援
- サロンの中で、高齢者が昔の遊びなどを子どもたちに伝承する機会を増やし、高齢者の生きがいの場作りを進める（基本目標1、P33参照）

ボランティアセンターの運営・ボランティアの推進

● 現状と課題

全国的にボランティア活動が活発になってきており、近年では、災害の現場でボランティアの活動に参加される方が増えてきています。若狭町においてもボランティア意識は年々高まってきており、たくさんのボランティアの方が個人や団体で活動をされています。

しかし、まだまだ日常的に活動をされるボランティアの数は少なく、町の高齢化率が27%を超える中、今後は団塊の世代が中心となったボランティア活動が期待されます。

若狭町社協では、ボランティアセンターにおいてボランティアの登録・斡旋も行っています。また、ボランティア普及の為に各種講座の開催や、「福祉フェスティバル」の開催、ボランティア保険の窓口業務も行っており、ボランティアを行う際の気軽な窓口として運営をしています。しかし、ボランティアの受入れ情報やボランティア人材の紹介などは決して充実しているとは言えず、ボランティアニーズの情報収集や、気軽に参加できたり、楽しみや生きがいを見出せるような体制づくりなど、運営体制の更なる見直しが必要となっています。

社協事業におけるボランティア受入・支援状況としては、デイサービスセンターでの送迎・着脱・レクリエーションボランティアを始め、配食ボランティアや各イベントでのボランティア受入を実施しており、たくさんのボランティアにご協力いただいています。また、建築業組合による家屋補修事業では、ひとり暮らしの家屋補修希望者の取りまとめなどで、ボランティア活動の支援も行っています。

【実施状況（平成19年度事業計画より）】

	延べ人数
ボランティア登録者数	885人／年
ボランティア活動保険加入者	1,310人／年
養成講座	22人／1回

● 今後の取組み

- 「ボランティアの日」の制定によるボランティアの推進（基本目標2、P35参照）
- ボランティア情報及び種類の紹介のための広報活動
- 福祉委員さんを中心としたボランティア登録の推進

福祉協力校事業

● 現状と課題

現在学校教育の中では、福祉に関する学習や体験活動が積極的に取り入れられ、地域で暮らす児童・生徒が、身近なところで暮らしている高齢者、障がい者、ひとり暮らしの人、外国人等さまざまな生活や生き方があることに気づき、福祉問題、福祉活動の意味や役割に関心を持つことが求められます。

社会福祉協議会では、小中高等学校の児童・生徒にボランティア活動を通じて、社会福祉の実践学習を行うことを目的に福祉協力校の指定を行っております。地域の高齢者との交流など実践活動やボランティア活動を通じて社会福祉を学ぶとともに、高齢者や障がい者と共に生きる地域社会の身近な福祉課題に関心を持ち、積極的に参加するなどの成果をあげています。しかし、年々その取り組み内容はマンネリ化し、日々変わり行く社会福祉環境とこの事業の取り組みを的確にマッチングさせることができていません。

今後は社会福祉ニーズと学校側のニーズを的確に把握し、また融合させつつ、そのうえで社会福祉協力校の更なる普及推進や、学生を対象としたボランティア活動の推進を実施しています。

【実施状況（平成18年度事業実績より）】

	学校名
社会福祉協力校指定校	岬小学校、梅の里小学校、気山小学校、三方中学校 鳥羽小学校、熊川小学校、三宅小学校

● 今後の取り組み

- 各学校との福祉協力校連絡会の設置（基本目標2、P35参照）
- 新たなる福祉教育カリキュラムの模索・検討

総合相談事業

● 現状と課題

町民の抱える様々な生活問題の相談場所として、若狭町社協ではいずみ事業所、パレア若狭事業所で毎週交互に「心配ごと相談」を開催しています。心配ごと相談では民生委員さんが相談員となり、日頃から悩んでいることなど、身近な相談を受け付けています。また、2ヶ月に1回、無料法律相談も実施しています。無料法律相談では、県の弁護士会より弁護士の方を派遣いただき、法律に関する専門的な相談を受け付けています。

心配ごと相談については、福祉課題の多様化に伴い年々相談内容が多様化しており、相談員では対応しきれないケースも少なくありません。また、地域的な問題から、相談を顔見知りの方などに知られることを避けられる方も多く、相談件数が思いのほか少ないのが現状です。無料法律相談についても、予算的な関係で開催頻度が2ヶ月に1回となっており、緊急的な相談に対応できていないのが現状です。しかし、無料法律相談については、各市町社協の多くが実施しており、緊急的な相談については近隣の相談会場をご紹介します。

【実施状況（平成18年度実績より）】

サービス内容	延べ利用人数
心配ごと相談	18人／年
無料法律相談	28人／年

● 今後の取り組み

- 総合相談事業を住民に広く周知することにより、効果的な利用促進を図る
- 心配ごと相談で解決しないケースについても、専門機関を紹介するなど問題解決に至るまでの支援策を講じる

共同募金運動の推進

● 現状と課題

全国一斉に実施されている「共同募金運動」についても、社会福祉協議会が計画から配分にいたるまで、事業に関わっています。共同募金は60年以上の歴史を持つ、民間の社会福祉活動を支える運動です。毎年、10月から12月まで実施され、中でも12月の1ヶ月は「歳末たすけあい募金」という名称で募金活動が展開されます。これらで集められた募金については、当初に計画のあった事業や団体に配分され、地域の福祉活動に役立てられています。

近年、共同募金については、国民負担の増加や長期的な景気の低迷もあいまって、募金額が毎年3～4%ずつ減少し続けています。若狭町においても、ここ数年募金額の減少が続いており、それに対する配分額も減少し続けています。

また、共同募金改革により、今後募金活動や配分方法についての見直しが図られ、共同募金運動のながれが変わることが予想されています。

【実施状況】

サービス内容	実績額及び目標額
赤い羽根共同募金	平成18年度実績額 1,709,293円 平成19年度目標額 2,066,000円
歳末たすけあい募金	平成18年度実績額 2,923,153円 平成19年度目標額 2,500,000円

● 今後の取組み

- 住民に対する共同募金運動の広報活動を徹底することにより、募金活動への理解と協力を呼びかける
- 共同募金配分金を使った世代間交流事業への支援（基本目標1、P33参照）
- 共同募金改革に関する福井県共同募金会や福井県社会福祉協議会との意見交換

小口貸付事業

● 現状と課題

若狭町内にお住まいの生活困窮者を対象に、各種資金の貸付を実施しています。

生活福祉資金については、低所得者や高齢者世帯、また障がい者世帯を対象として、生業を営む際に必要な経費や、住宅改修費また修学費など目的をもった資金を貸付けています。

「民生たすけあい金庫」については、町内に在住する生活困窮者を対象に生活費の一部を無利子で貸付けしています。これらの貸付については、担当民生委員さんに相談・貸付から償還にいたるまでの支援をお願いしています。

現在の「小口貸付事業」については、昨今の景気低迷や国民負担の増加に伴い、相談件数は増えているものの、なかなか貸付まで至らないケースが多くなっています。小口貸付事業についても、将来的に償還することが義務となっており、償還計画が明確にならないために貸付に至らないケースもあります。

【実施状況（平成18年度実績より）】

サービス内容	貸付件数（新規・継続）
生活福祉資金	平成18年度新規貸付 0件・継続貸付中 87件
民生たすけあい金庫	平成18年度新規貸付 0件・継続貸付中 0件

● 今後の取組み

- 小口貸付事業の適正な運営による、生活困窮者への更なる支援
- 事業内容の広報活動を強化することにより、多重債務など生活状況の悪化の未然防止

生活支援ハウス事業

● 現状と課題

平成 17 年 4 月にパレア若狭の「福祉部門」がオープンしました。その中に「生活支援ハウス」があります。この施設は、若狭町の指定管理を受け、若狭町社協が運営しており、高齢者に対して居住機能、介護支援機能、交流機能を総合的に提供することで、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援することを目的としています。

運営面では、冬場の生活が不安で入居される方が多く、逆に夏場になると入居者が少ないのが現状で、夏場など、入居者が減少する時期の対応を検討する必要があります。

介護保険制度の改正で、介護度の低い方がなかなか利用できず、想定より状態の悪い方が入居されるケースもあり、入居者の対応や居室のあり方についても形態の改善が必要と考えられます。

【実施状況（平成 18 年度事業実績より）】

サービス内容	延べ利用人数
生活支援ハウス	1, 747 人／年

※居室 10 部屋、定員 12 名

● 今後の取組み

- 三方地区の方も入居しやすい環境にする
- 夏場の入居者減少時期の対応
- 居室環境の見直し
- 入所者の対応の検討
- 利用料や提供サービスの改善及び見直し

パレア若狭リラクゼーション事業

● 現状と課題

平成 18 年 4 月にパレア若狭の「生きがい部門」がオープンしました。その中に「リラクゼーション施設（お風呂・理容室・整体室）」があります。この施設は、若狭町の指定管理を受けて、若狭町社協が運営しており、地域住民の健康増進と交流を促進し、あわせて地域福祉の推進を図ることを目的としています。

運営面では、認知度がまだ低く、これからも広報活動を徹底し、地域に周知していく必要があります。また、営業時間や営業日もこれまでの利用状況などを参考にできるよう、利用しやすい仕組みを検討していく必要があります。

小規模な施設で浴槽が男女各 1 つで、サウナがないため、施設の増設を希望する意見もありますが、これまでの利用状況や収益状況を考慮すると難しい面もあります。今後は現状の施設の活用でどう工夫し、たくさんの方々にご利用いただくかを検討していく必要があります。

【実施状況（平成 19 年度事業計画より）】

サービス内容	延べ利用人数
パレアの湯	6, 892 人／年
やわらぎ	308 人／年
きんもくせい	1, 341 人／年

※ パレアの湯 定休日：火曜日
 やわらぎ 営業日：日曜日
 きんもくせい 定休日：日曜日、火曜日

● 今後の取組み

- アンケート等による利用者の意見の取りまとめ
- 利用者のニーズに沿った営業時間変更
- 施設の特徴に関する広報活動の推進

(2) デイサービス事業の展開

● 現状と課題

若狭町社協では、4つの事業所でデイサービス事業を実施しており、利用者本意に事業所を選んでいただけるよう、なるべく特色を出した運営を心がけております。

利用者については、(事業所により傾向が若干異なりますが)要介護認定が比較的軽度の方(要支援・要介護1、2)が7割を占めており、重度の利用者が比較的少ない状況です。今後も利用ニーズは増えると思われ、重度の方の受入れも含め、体制を整備する必要があります。

平成17年までは、要介護状態区分が「要支援」、「要介護1～5」の方が利用対象となっていました。平成18年4月の介護保険制度の改正により、新たに「予防給付」が設けられ「要支援」及び「要介護1」の方の一部が予防給付の対象者となりました。これに伴い、既存のデイサービス事業のサービス内容も、生活機能維持・向上の観点から内容・提供方法・提供期間等が見直されることとなりました。

介護予防の新たなプログラムとして、筋力向上、栄養指導、口腔機能向上等も示されており、今後これらのプログラムについても導入を検討していく必要があります。また、他の事業者との差別化を明確にするため、社協本来の地域福祉事業と連携したサービス提供を実施していく必要があります。

【事業所別実施状況（平成19年度事業計画より）】

事業所 (所在地)	定員と提供時間	実施状況
デイサービスセンターやすらぎ (若狭町市場 19-5)	定員：15名 提供時間：6～8時間	利用人数延 2,580人/年
デイサービスセンターパレア若狭 (若狭町市場 18-18)	定員：30名 提供時間：6～8時間	利用人数延 7,416人/年
デイサービスセンターいずみ (若狭町井崎 40-80)	定員：40名 提供時間：6～8時間	利用人数延 11,752人/年
デイサービスセンター西田 (若狭町成出 23-3-1)	定員：20名 提供時間：4～6時間	利用人数延 4,200人/年
身障デイサービスセンターいずみ (若狭町井崎 40-80)	定員：4名 提供時間：6～8時間	

● 今後の取組み

- 要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り、居宅で自立した日常生活を営むことができるように、また、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るための介護援助を行なう。
- 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉の各種サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めながら、予防分野に関しても適切な運営を図るものとする。
- 4つの事業所が連携を深め、情報交換を密にして、それぞれが特色あるセンターづくりを目指す。
- 情報開示（公表）が標準化されたことで、サービス改善への取組みも実施し、サービスの質の向上を図る。

【各事業所の方針（平成19年度事業計画より）】

事業所	方針
デイサービスセンターやすらぎ	・ 認知症対応型に向けて、認知症の方で個別ケアを要する方、又小人数の通所介護を望まれる方を重点に受入れる。 ・ 家庭的な雰囲気づくりに努める。
デイサービスセンターパレア若狭	・ 地域との交流を図るよう努める。気軽に立ち寄れるデイサービスづくり。 ・ 充実した集団活動の体制を整える。又、研修をとおりスタッフの技術向上を図る。
デイサービスセンターいずみ	・ グループ活動や趣味活動の充実、レクリエーションが選択できる体制づくりをすすめる。 ・ 個別ケアの充実を図る。 ・ 適切な利用定員の検討
デイサービスセンター西田	・ 地域福祉推進拠点施設事業にむけての準備、対応
身障デイサービスセンターいずみ	・ 1日の利用定員3名程度の受入実施 ※サービス提供地域…若狭町内 ※定員…4名（通所介護事業の範囲内で） ※利用計画 ※平成20年度より、地域福祉推進拠点施設に事業を移行する予定

(3) 訪問介護事業の展開

● 現状と課題

社協の訪問介護では、若狭町全域を1つの事業所で対応しています。事業所を一つにすることで時間帯の重複を解消しています。また、三方・上中地域をお互いカバーし合う事で、地域性等への理解も深めています。

サービス内容としては、介護サービス、予防サービス、自立支援（身障・精神）があり、職員数の確保と質の向上が必須となっています。

利用者によっては、1日複数回の訪問や夜間等の利用希望があり、特に現状では自立支援利用者の要望に応える事ができず、若狭町で在宅生活を続けようと思っても満足のいく生活をおくる事が困難な状況です。

【実施状況（平成19年度事業計画より）】

サービス内容	利用回数
訪問介護	15,430回／年
自立支援（身体障がい）訪問介護	1,580回／年
自立支援（精神障がい）訪問介護	140回／年

● 今後の取組み

- 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態になることの予防を目的に、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら総合的なサービスの提供に努めるものとする。また、利用者の自立した生活への援助に努める。なお、サービスの提供にあたっては利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 誰もが安心して暮らせる町づくりを目指し、心のかようなたかいサービスを提供する。
- 障害者自立支援法の基本理念に基づいて、自立した日常生活、社会参加を行うことができるよう、利用者の意思や人格を尊重するとともに、利用者の身体その他の状況、おかれていた環境に応じた身体介護、日常生活全般の援助、生活等に関する相談及び助言等の援助を適切に行なう。
- 利用者の状況に応じた「介護計画」の作成、モニタリングの実施により、障がい者の社会参加、社会復帰をめざして、安心して暮らせるようなサービスを提供する。
- 資格の必要性を重視し、訪問介護員の資格取得を促すとともに、スキルアップと人材の育成に努める。
- ミーティング等を開催し、利用者の生活の維持、向上を援助する。（ミーティング・カンファレンス等の記録を残し、今後に役立てる。）
- 各マニュアルの見直し・新規作成を行う。
- 養成講座、研修等に参加し、訪問員のスキルアップに努めるとともに、活動方法についても検討する。また、記録を重視して、スタッフのサービスレベルの統一を図る。

(4) 訪問入浴事業の展開

● 現状と課題

自宅のお風呂に入ることが困難な方や寝たきりの方に、移動浴槽を使用し、ご自分の部屋で入浴できる援助を、若狭町全域を範囲に行っています

個人に合わせたサービスを提供する事により、心身の清潔保持や気分転換ができると喜ばれています。

今後は、医療的な支援が必要な高齢者の増加が予想され、複合的なサービスが必要となります。そういった高齢者も自宅で気持ちよく療養する事ができ、利用者や介護される方々が安心と満足を得られるような入浴サービスを提供していきます。しかし、利用率は低く、入浴が必要と考えられる高齢者等への普及という面では問題も残されています。

【実施状況（平成19年度事業計画より）】

サービス内容	利用回数
訪問入浴	960回／年

● 今後の取組み

- 要介護者等の特性を踏まえて、居宅における入浴の援助を行なうことによって、利用者の心身の清潔保持、気分転換、機能維持、向上を図る。
- 利用者の心身の状況、希望、おかれている環境を踏まえ、医療機関（ターミナルケアの理解を深める）やその他のサービスとも連携をとりながら安全な入浴サービスの提供に努める。
- サービスの質の評価を行なうために、本人・ご家族の意向、具体的な入浴方法の内容、作業手順、留意点を記載した「訪問入浴介護計画」を作成し、定期的な見直し・評価・アセスメントを行なう。
- サービス提供に用いる入浴車両、浴槽の設備、器具、その他用品の安全衛生管理の徹底。
- 感染対策、消毒についてのマニュアルの見直し、徹底。
- ケースミーティングの開催、研修への参加を通じて、技術の向上に努める。
- 啓蒙活動（関係会議への参加、パンフレット作成、地域活動への参加）の展開

(5) 訪問看護事業の展開

● 現状と課題

若狭町社協では、若狭町・美浜町を対象に訪問看護サービスを提供しています。

医療保険の改正により、医療度の高い利用者が在宅でのケアを必要としています。また、町内には難病の利用者も多く、看護師の知識・技術の向上や PT・OT・ST の専門職も必要とされています。

慢性的な看護師不足のため、住民のニーズを満たすためには課題が残されています。

【実施状況（平成19年度事業計画より）】

サービス内容	利用回数
介護保険	2, 270回／年
医療保険	1, 700回／年

● 今後の取組み

- 在宅療養を行なっている、要介護者・難病患者・重度障がい者・末期癌患者の生活の質を確保し、利用者の病状に応じた適切な看護の提供により、在宅で安定した療養生活がおくれるよう支援する。
- 研修に積極的に参加し、新しい知識・技術を修得できるよう自己研鑽を図る。
- 医療度の高い利用者の増加により、生命に関わるリスクが非常に高いため、「ダブルチェック・インシデントレポート」の記録・分析を行い事故防止に努め、医療事故のない安全なサービスが提供できるように努める。
- 地域住民やケアマネジャーに訪問看護についての認識を深められる方策を講じる。
- 地域住民、ケアマネジャー、医療機関に対し「訪問看護の仕組み・内容」についてのパンフレットを配布し説明する。
- 医療機関の「地域連携室」との連携を密にし、入退院時のサービス等を円滑に行う。
- 24時間連絡体制が確保されている事業所であることを周知してもらう。

(6) 居宅介護支援事業の展開

● 現状と課題

若狭町社協では、当所2か所あった居宅介護支援事業所を、平成19年度よりパレア若狭に統合し、若狭町全域を対象にサービスを提供しております。

他の事業者との差別化を明確にできるよう、社協本来の地域福祉事業と連携したサービスを提供していく必要があります。

【実施状況（平成19年度事業計画より）】

サービス内容	利用回数
利用計画	190件／1ヶ月

● 今後の取組み

- 利用者が可能な限り、在宅で日常生活を営むことができるよう援助をする。そのために、利用者とその家族と面接をし、アセスメント（課題分析）と、ケアプランの作成につなげていく。その際、担当者会議を開催し、必要なサービス事業者、関係機関等からも必要な情報を収集し、共通認識を持って、利用者の生活の維持・向上を援助する。
- 定期的な利用者の自宅への訪問、課題分析、評価を行ない、総合的な援助の方針がなされているか、個々のニーズの目標が達成されているかなどの確認を行なう。
- 利用者が在宅で日常生活を営むことができるよう、サービス事業者、地域、行政、医療機関等との連携を図る。
- 要介護認定更新時等の申請の代行や、介護保険施設の紹介等の相談の随時対応を行なう。
- 要介護認定訪問調査の実施。
- ケアマネジャーの質の向上を図るため、積極的な研修会への参加を行なう。
- 苦情受付窓口を設置し、苦情を受けたときには迅速に対応をする。

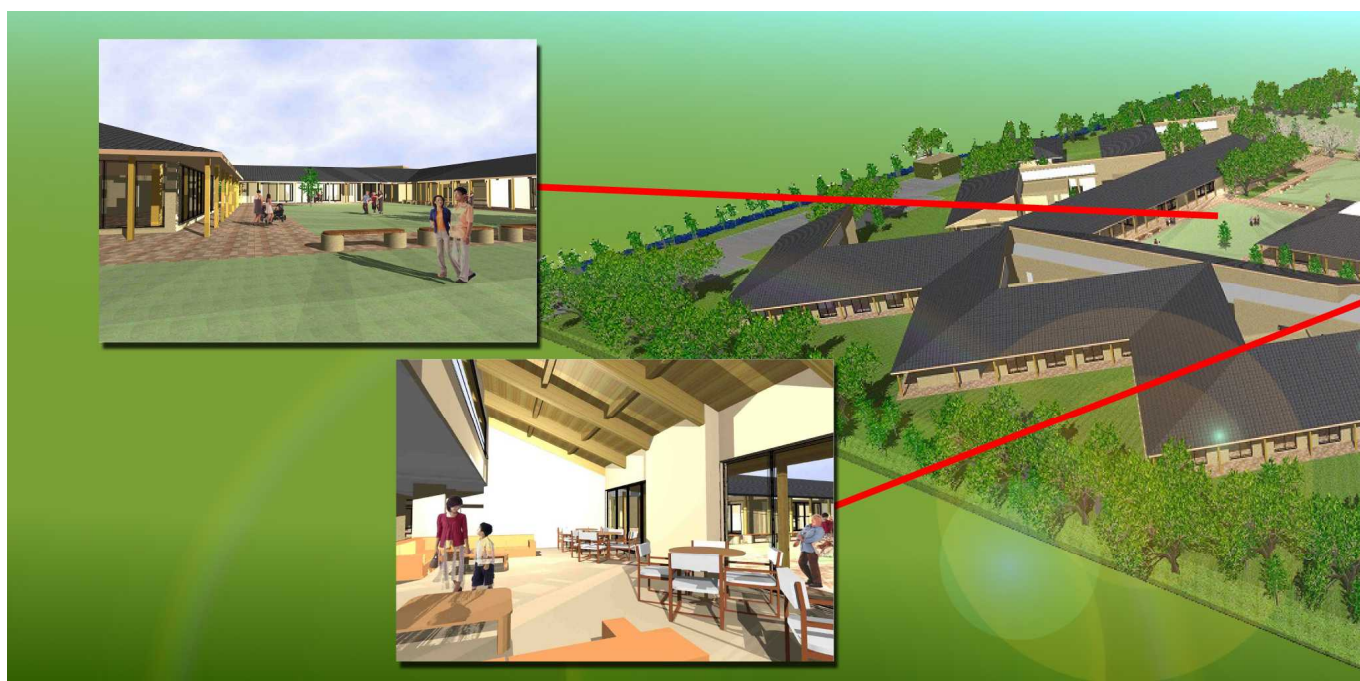
(7) 若狭町地域福祉推進拠点施設 《五湖の郷》 の運営

若狭町社協では、西田地域に地域福祉の推進拠点施設として建設した「若狭町地域福祉推進拠点施設《五湖の郷》」を平成 20 年度より、町の指定管理を受けて運営することとなりました。この施設では、高齢者だけではなく、障がい者や子どもなど地域の多様なニーズに対応できるよう幅の広いサービス提供を心がけ、「地域密着型拠点」としてみなさんの『この町に住み続けたい…』という思いにお応えします。

● 施設の概要

- (1) 施設の名称 若狭町地域福祉推進拠点施設 (愛称：五湖の郷)
- (2) 所在地 若狭町田井第 24 号 2 番地
- (3) 施設規模

区 分	面 積	構 造	構成 (用途)	定員等
デイサービス棟	1,018.14 m ²	木造平屋建	老人デイサービスセンター	25 人
			障がい者日中活動支援施設	20 人
			介護予防拠点	100 人
			会議室	26 人
特養棟	1,974.09 m ²	鉄筋コンクリート 一部木造平屋建	特別養護老人ホーム	29 床
			老人ショートステイ	10 床
ケアホーム棟	764.54 m ²	鉄筋コンクリート 一部木造平屋建	障がい者ケアホーム	12 床
			障がい者ショートステイ	6 床
その他附属棟	300.71 m ²		機械室・車庫・ごみステーション	
計	4,057.48 m ²			



● 運営方針

□ 住み慣れた自宅・地域での生活の継続を支援する

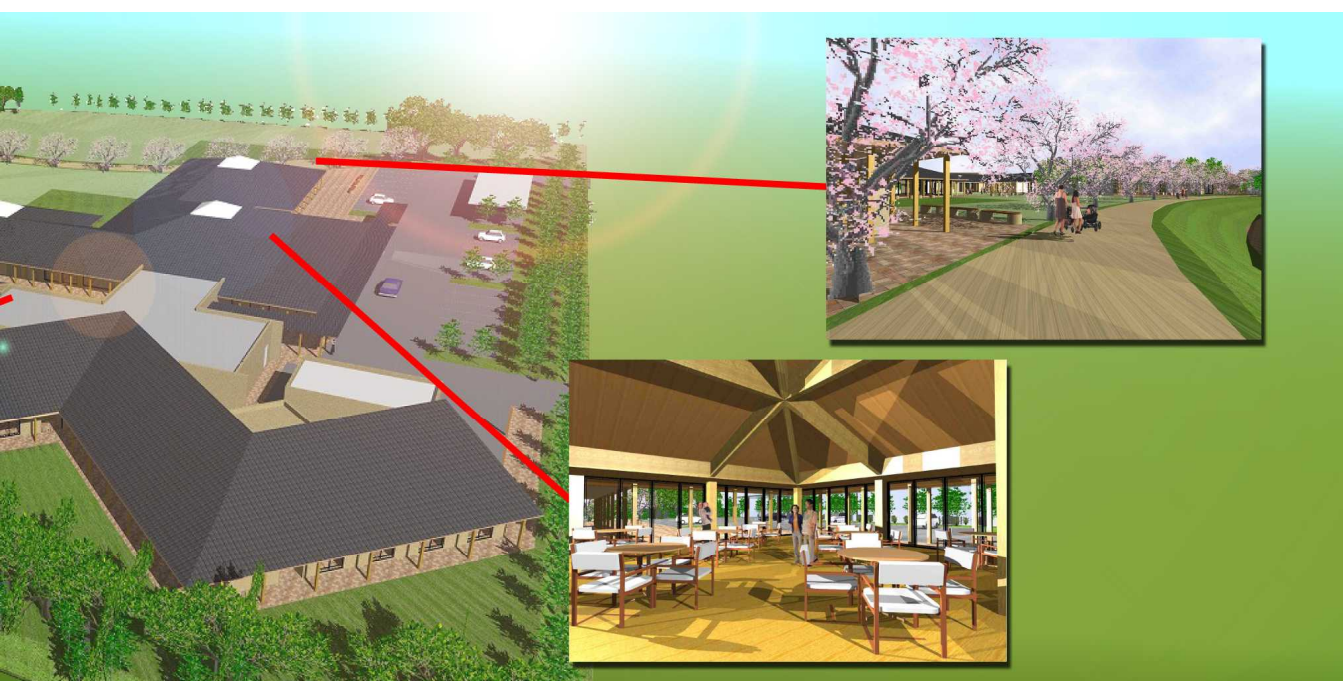
住み慣れた自宅での生活を支援するため、在宅サービスにおいてはデイサービス機能を充実させるほか、一時的な滞在にも対応するショートステイ用ベッドの確保による宿泊機能も整備します。また、いざというときには施設サービスとして、老人ホーム機能や障がい者ケアホーム機能も備えており、介護にも対応できる住まいに居住していただくこともできます。このように、自宅・地域での生活の継続を支援いたします。

□ いつまでも個人が大切にされ、尊厳を持ち生活できるよう支援する

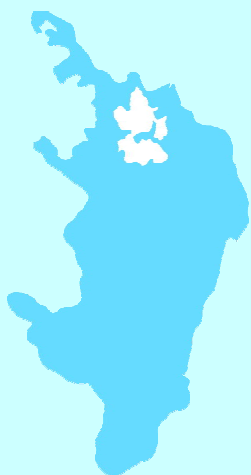
できる限り利用される方一人ひとりの心身に負担がないよう、自宅や地域での生活環境に近い空間を提供いたします（小規模、なじみのある環境、親しみのある環境、くつろげる環境）。また、介護にあたる職員についても個人の尊厳が保たれるよう細心の注意を図り、いつまでも個人が大切にされる施設環境づくりに努めます。

□ 住民ニーズを住民自ら解決していけるよう、住民の活力を育む活動を支援する

地域福祉の拠点施設としての機能を充実させ、子どもからお年寄りまでたくさんの町民が集える場をつくります。また、町民のニーズに対してこの拠点施設が持つ様々な機能・特性を活かし、町民自らが育む活動で相互扶助の関係性が築けるよう支援いたします（健康づくり、教育・学習、交流・趣味活動）。



資料編



1. 若狭町地域福祉活動計画の策定経過

日 時	会議・委員会など	内 容
平成18年4月	社協プロジェクトチームの発足	・ 社協内の各部署より8名を選抜しプロジェクトチームを発足
平成18年6月	住民意識アンケートの実施	・ 若狭町住民約2,000名を対象に、年齢・性別・地域を人口割で無作為に抽出し実施
平成18年9月25日(月)	三田区住民懇談会	・ 社協事業の説明 ・ 懇談会 参加者：32名
平成18年10月30日(月)	小川区住民懇談会	・ 社協事業の説明 ・ 懇談会 参加者：13名
平成18年11月26日(日)	神谷区住民懇談会	・ 社協事業の説明 ・ 懇談会 参加者：21名
平成19年2月27日(火)	第1回作業部会	・ 委嘱式 ・ 委員長、副委員長の選任 ・ 地域福祉活動計画の概要について ・ ワークショップ 「ウィッシュ・ポエム ～若狭町の未来を語ろう～」
平成19年3月18日(日)	第2回作業部会	・ ワークショップ 「若狭町(まち)で困っていることを整理しよう!!」
平成19年4月26日(木)	第3回作業部会	・ ワークショップ 「若狭町(まち)の課題の解決策を探ろう!!」
平成19年8月6日(月)	第4回作業部会	・ ワークショップ 「若狭町地域福祉活動計画(素案)を作り上げよう!!」
平成19年9月21日(金)	第1回策定委員会	・ 委嘱式 ・ 委員長、副委員長の選任 ・ 地域福祉活動計画の概要について ・ 素案について
平成19年11月9日(金)	第2回策定委員会	・ 素案について
平成19年11月30日(金)	第3回策定委員会	・ 素案について
平成20年 1月28日(月)	答申	・ 策定委員長より会長へ答申

2. 若狭町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・策定委員名簿

若狭町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 若狭町における社会福祉法人若狭町社会福祉協議会（以下「若狭町社協」という。）が推進する地域福祉活動の計画を策定するために、若狭町社協に地域福祉活動計画策定員会（以下「策定委員会」）を設置する。

（協議事項）

第2条 策定委員会は、若狭町社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）について次の各号について協議する。

- （1）活動計画の策定に関する事項
- （2）活動計画の推進に関する事項

（組織）

第3条 策定委員会は、次の各号に属する策定委員20名以内で構成し、若狭町社協会長が委嘱する。

- （1）若狭町社協役員
- （2）学識経験者
- （3）公募委員

2 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、策定委員の互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（作業部会）

第4条 活動計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うために策定委員会のものに作業部会を設置する。

2 作業部会の部会委員は、次の各号に属する15名以内とし、若狭町社協会長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）公募委員
- （3）社会福祉関係者

3 作業部会に部会長1名及び副部会長若干名を置き、部会委員の互選により選出する。

4 部会長は、作業部会を代表し、会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長に指名された副部会長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 策定委員及び部会委員の任期は、活動計画の策定をもって終了する。

(会議)

第6条 策定委員会及び作業部会の会議は、委員長及び部会長が招集し、議長となる。

2 策定委員及び作業部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会及び作業部会の庶務は、若狭町社協事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、若狭町社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

若狭町社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員

	氏 名	区 分		備 考
1	河原 一夫	学識経験者	議 会	教育厚生常任委員
2	小堀 孝		行 政	福祉健康課長
3	井口 隆夫		区長会	会 長
4	出口 裕己		県福祉事務所	二州健康福祉センター
5	竹田 友香梨			若狭健康福祉センター
6	杉本 吉弘		福井県社会福祉協議会	地域福祉専門職
7	古川 彰二		民生委員児童委員協議会	会 長
8	橋本 俊夫		老人クラブ	会 長
9	橋本 幸美		女性の会	会 長
10	岩本 登巳雄		身体障害者福祉協会	会 長
11	中村 俊幸		知的障害児(者)家族の会	会 長
12	三宅 濤子		精神障害者の家族代表	
13	江戸 千代子		母子寡婦福祉協議会	会 長
14	塚原 利夫		ボランティア	ボランティアセンター運営委員長
15	北野 幹雄		子ども会育成会	会 長
16	右近 卓彌	社協役員	若狭町社会福祉協議会	副会長
17	岡本 忠司	公募	公募	作業部会委員
18	山田 麻未			

【 事務局 】

田中 文明	若狭町社会福祉協議会	社協事務局長
倉谷 正典		地域福祉事業主任
木下 健		地域福祉事業担当
内藤 利博		
山本 真輔		

3. 地域福祉活動計画策定のための住民意識アンケート設問用紙

地域福祉活動計画策定のための住民意識アンケート

「地域福祉活動計画」とは、子どもから高齢者まで、また障がいのある方もない方も、誰もが地域において生き生きと自立した生活が送れることを目指し、地域におけるさまざまなサービスや活動を組み合わせて、共に生き、支えあう社会づくりを具体化したものです。

このアンケートは、「若狭町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定するにあたり、住民意識や地域の現状を把握し、その課題を明らかにすることで、計画にその内容を具体的に反映することを目的として実施いたします。今回のアンケートは、町内にお住まいの約 2,000 名の方を無作為に選定しております。このアンケート結果と町内数箇所で開催する住民懇談会でのご意見を基に、計画を策定していきます。完成した計画書は、平成 19 年春ごろにみなさまのお手元にお届けする予定です。

また、このアンケートによって取得した個人情報は、計画策定のための基礎情報としてのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

ご記入にあたっての注意点

- 1 設問には、平成 18 年 4 月 1 日現在の内容でお答え下さい。
- 2 回答は、設問の指示にしたがって、**回答用紙の該当する番号を○で囲んで下さい。**
アンケート用紙（2～6 ページ）に回答を記入しないでください。
- 3 「その他」の項目（番号）に○をつけられた場合は、（ ）の中に具体的な内容をご記入下さい。
- 4 誤って○をつけた場合には、**はっきり二重線で取り消してください。**
- 5 記入した回答用紙のみを返信用封筒に入れ、平成 18 年 7 月 7 日(金)までにお近くのポストに投函ください。（別紙の『ボランティア活動に参加してみませんか！』については、記入された方のみ、アンケートの回答用紙と一緒に返信用封筒にお入れください。）
- 6 本調査へのご質問・お問合せは下記のところまでご連絡ください。

〒919-1316 若狭町井崎 40-80 地域福祉センター 泉 内

社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会 担 当 倉 谷

TEL 0770-45-2837 FAX 0770-45-1313

E-Mail h-kikaku@w-shakyo.or.jp

問1 あなたの性別はどちらですか。

- 1 男 2 女

問2 あなたの年齢は、次のうちどれに当てはまりますか。1つだけ選んで○をつけて下さい。

- 1 20歳代 2 30歳代 3 40歳代 4 50歳代
5 60歳代 6 70歳以上

問3 あなたの住んでいる学校区はどちらですか。1つだけ選んで○をつけて下さい。

- 1 三方 2 気山 3 明倫 4 みそみ
5 梅の里 6 岬 7 鳥羽 8 瓜生
9 熊川 10 三宅 11 野木

問4 あなたが、一緒に暮らしている家族の人数は、あなたを含めて何人ですか。

- 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人
5 5人 6 6人以上

問4-2 問4で「2. 3. 4. 5. 6」の答えを選んだ方のみお答え下さい。一緒に暮らしているご家族の構成は次のどれですか。1つだけ選んで○をつけて下さい。

- 1 夫婦だけ（一世代のみ） 2 親と子（二世代）
3 親と子と孫（三世代） 4 その他（ ）

問5 あなたはこの町に住んで何年になりますか。1つだけ選んで○をつけて下さい。

- 1 1年未満 2 1～5年未満 3 5～10年未満
4 10～20年未満 5 20～30年未満 6 30～40年未満
7 40～50年未満 6 その他（ ）

問6 あなたのお住まいの形態はどちらですか。1つだけ選んで○をつけて下さい。

- 1 持ち家（一戸建て） 2 持ち家（別棟、離れ）
3 民間の賃貸住宅（一戸建て） 4 民間の賃貸住宅（アパート・マンションなどの集合住宅）
5 公営住宅 6 社宅（アパートの借り上げ住宅も含む）

問7 あなたは、これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか。1つだけ選んで○をつけて下さい。

問 10 あなたの住んでいる地域にはどのような課題や問題があると感じていますか。あてはまるものすべてを選んで○をつけて下さい。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 地域の人たちのつきあい方 | 2 異世代との交流 |
| 3 地域文化の伝承 | 4 障がい者や高齢者が暮らしやすい環境づくり |
| 5 道路の整備 | 6 住宅の整備 |
| 7 雇用 | 8 ゴミの減量化 |
| 9 独り暮らしの高齢者の生活支援 | 10 高齢者の介護 |
| 11 高齢者の社会参加やいきがい | 12 子どもの遊び場 |
| 13 家庭での子どものしつけや教育 | 14 学校教育 |
| 15 母子家庭や父子家庭の子育て | 16 共働き家庭の子どもの生活 |
| 17 乳幼児期の子育て | 18 障がい者の生活支援 |
| 19 子どもや高齢者などへの虐待 | 20 健康づくりについての人々の意識や知識 |
| 21 医療 | 22 その他（ ） |

問 11 あなたは、高齢期をどのように過ごしたいと思いますか。あなたの考えに近い主なものを2つまでを選んで○をつけて下さい。

- 1 経済的に自立するため、現役時代同様に働きたい
- 2 収入にはこだわらないが、豊かな生活を創造したい
- 3 個人や家庭で趣味や余暇を楽しみたい
- 4 地域のサークルなどに参加して趣味を楽しみたい
- 5 知識や教養を高めるために勉強をしたい
- 6 ボランティア活動などをして社会に貢献したい
- 7 家族や友人との関係を大切にしたい
- 8 特に何もしないでのんびりと過ごしたい
- 9 その他（ ）
- 10 わからない

問 12 あなたが住んでいる地域で、もし住民の生活に関わる課題や問題が生じたら、あなたはどのようにしますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んで○をつけて下さい。

- 1 積極的に協力して解決したい
- 2 自発的ではないが、呼びかけがあれば協力する
- 3 できるだけかかわらず解決するのを待つ
- 4 その他（ ）

問 13 あなた自身、またはあなたの家族が保健福祉サービスを必要としたとき、あなたは抵抗なくサービスを利用することができますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んで○をつけて下さい。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 抵抗なくできる | 2 抵抗はあるが利用する |
| 3 抵抗があり利用しない | 4 わからない |

問 13-2 問 13 の質問で「2 抵抗はあるが利用する」「3 抵抗があり利用しない」と答えた方のみお答え下さい。保健福祉サービスを利用する際にどのような抵抗を感じますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んで○をつけて下さい。

- 1 行政等のお世話になることに気兼ねがあって利用しにくい
- 2 家族・親戚への気兼ねがあって利用しにくい
- 3 隣近所への気兼ねがあって利用しにくい
- 4 経済的な負担が心配で利用しにくい
- 5 その他 ()

問 14 あなたは今までに福祉に関するボランティア活動に参加したことがありますか。1つだけ選んで○をつけて下さい。

- 1 現在参加している
- 2 現在はしていないが、以前に参加したことがある
- 3 参加したことがない

問 15 あなたは今後ボランティア活動に参加したいと思いますか。1つだけ選んで○をつけて下さい。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 ぜひ参加したい | 2 友人などが一緒なら参加したい |
| 3 時間ができたら参加したい | 4 学習の機会があったら参加したい |
| 5 参加できない | 6 参加したくない |

問 15-2 問 15 の質問で「5 参加できない」「6 参加したくない」と答えた方のみお答え下さい。参加できない、参加したくない理由は何ですか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んで○をつけて下さい。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 興味や関心がないから | 2 機会がないから |
| 3 時間がないから | 4 気恥ずかしいから |
| 5 活動の内容や方法がわからないから | 6 自分の生活のことで精一杯だから |
| 7 その他 () | |

あなたはどの程度ご存知ですか。2つまで選んで○をつけて下さい。

- 6 その他 ()

れますか。あなたのご意見やご要望を自由にお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

ご回答いただきました貴重なご意見は、今後の地域福祉活動に役立てるべく、活用させていただきます。

4. 若狭町地域福祉活動計画策定作業部会による作業経緯・メンバー名簿

第1回 作業部会 （平成19年2月27日）

若狭町の未来を語ろう!!

～まちづくりへの思い…みんなで共有してみませんか？～

《 ワークショップ 》

「ウィッシュ・ポエム ～若狭町の未来を語ろう～ 」

このワークショップでは、参加者に『若狭町の10年後（未来）がこうだったらいいのに！』といった夢を語ってもらい、それらの共通点から今回の活動計画のめざすゴール（基本目標）を設定しました。



◇まずはみんなで『若狭町の10年後がこんなだったらいいなあ！』というテーマで自由に意見を出し合い、それぞれの意見を配られたカードに書き込みました。



◇カードに書いた自分の夢をみんなに説明し、よく似た意見をグループにまとめました。



◇カードをグループ分けできたら、その内容を模造紙にまとめました。



◇最後に、自分たちの意見をグループごとに発表し、参加者全員で共有しました。

第2回 作業部会 (平成19年3月18日)

若狭町(まち)で困っていることを整理しよう!!

～まちづくりへの思い…みんなで共有してみませんか? ～

《 ワークショップ 》

「若狭町(まち)で困っていることを整理しよう!!」

このワークショップでは、参加者に実際に身の回りで困っていることを出してもらい、それをもとに若狭町の現在の課題を設定しました。



◇住民意識アンケートを集計し、若狭町でこまっていることを64枚のカードにまとめました。そのカードをグループごとに分類・整理しました。



◇アンケート以外でも、自分たちが身の回りで困っていることがあれば、カードに記入し同じく分類・整理しました。



◇分類・整理したカードの内容をもとに、その内容を模造紙にまとめ、それぞれの関連性も分析してもらいました。



◇最後に、自分たちの意見をグループごとに発表し、参加者全員で共有しました。

第3回 作業部会 (平成19年4月26日)

若狭町(まち)の課題の解決策を探ろう!!

～まちづくりへの思い…みんなで共有してみませんか? ～

《 ワークショップ 》

「セブンクロス ～若狭町(まち)の課題の解決策を探ろう!!～ 」

このワークショップでは、第2回で出された町の課題を7つに整理し、それぞれの課題に対する手立てを表にまとめました。それらを『重要度』や『住民が参加しやすい手立て』といった優先順位で並べ替え、活動計画で取組むべき課題とそれに対する手立てをまとめました。



◇まずは、第2回でまとめられた若狭町で困っていることを7つの課題に整理しました。



◇グループごとに7つの課題に対する手立てを考案し、「住民が参加しやすい手立て」という優先順位で並び替えてもらいました。



◇それぞれのグループごとに考案した手立てを
を発表し、質疑応答を繰り返しながら、参加者
全員で内容を共有しました。



◇完成した「セブクロス」です。それぞれ、
住民が中心となって取り組みやすい内容を中心
にユニークな手立てが設定されました。

第4回 作業部会 (平成19年8月6日)

若狭町地域福祉活動計画(素案)を作り上げよう!!

～まちづくりへの思い…みんなで共有してみませんか? ～

ここまで3回の作業部会の中で設定された、「計画の基本理念(目標)」、「7つの基本目標」、「課題に対する具体的な取組み(活動)」をまとめ、その内容をもとにプロジェクト委員会によって素案を作成しました。第4回の作業部会では、その内容を検証し、素案を完成させました。



◇まず、3回の作業部会の内容を受けてプロジェクト委員会で素案の原案を作成してきた経緯について作業部会全員に説明しました。



◇グループごとに素案の内容についてそれぞれの意見を出し合い、修正案や変更案をまとめました。



◇グループごとにまとめた修正案や変更案を発表し、内容について共有したりそれに関する意見交換をしました。



◇最後に、4回の作業部会を通して感じたことや今回の地域福祉活動計画に期待することなどについて意見交換をして作業部会を終了しました。

若狭町社会福祉協議会地域福祉活動計画 作業部会メンバー名簿

	役 職	氏 名	区 分	備 考
1		兼松 研也	学識経験者	若狭町福祉課 障がい者担当
2		河原 生乃		若狭町福祉課 地域包括支援センター
3	部会長	岡本 忠司	公 募	
4		山田 麻未		
5		村上 由美子	社会福祉関係者	
6		清水 啓二		
7		小堀 朋子		
8		山口 育子		
9		江戸 智香		
10		宮川 綾美		
11		宇田 のぶ子		
12	副部会長	和多田 真砂恵		
13		山崎 清彦		
14		藤井 弘		
15		伊藤 一字		

5. 用語解説

あ 行

◇ エヌビーオー NPO (Non Profit Organization)

Non-profit Organization（ノンプロフィット オーガニゼーション）の略で、民間非営利活動団体（法人）のこと。社会貢献活動を行っている市民団体で営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。

か 行

◇ かいごしえんせんもんいん 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度において、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）に配置され、要介護認定を受けた利用者に合わせた福祉サービスを組み合わせ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、事業者、施設等との連絡調整（ケアマネジメント）を担当する専門職人材です。利用者の権利の尊重、公平性・中立性、プライバシー保護などの姿勢や倫理観が求められます。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学・作業療法士、社会福祉士・介護福祉士など多職種が資格をとることができます。

◇ かいごよぼう 介護予防

介護保険制度において、介護保険サービスの充実とあわせ、可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ることを支援する考え方。介護予防型通所事業等の各種の高齢者保健福祉サービスや地域リハビリテーションなどが介護予防の施策として推進されます。

◇ きょうどう 協働

市民（個人・団体・企業）と行政が、それぞれの特性を活かしながら補完しあい、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

◇ きょうどうほきん 共同募金

社会福祉法第112条に規定される社会福祉事業で、「赤い羽根」をシンボルにしている。募金期間は毎年10月1日から12月31日まで。

◇ きよじゃくこうれいしゃ
虚弱高齢者

基本的な日常生活動作は必ずしも介護を要する状態ではないものの、全てをひとりで行うには困難をとまなうので、部分的な介助（家事の一部介助、声かけ、見守りなど）を要する高齢者。

◇ きょうじょ
共助

地域における市民相互の助け合いのこと。助け合い活動。

◇ けんりようご
権利擁護

人間としての権利を保障すること。高齢や障がいのあるなど「弱い立場」にある人々の人権侵害（財産侵害や虐待等）が起きないようにしたり、自己の権利やニーズを表明することが困難なひとに代わり援助者が代理として権利やニーズ表明を行うこと（代弁）を言います。

◇ こうじょ
公助

行政が行う公的な保健福祉サービス。

◇ こうれいかりつ
高齢化率

65歳以上の高齢者が人口に占める割合。

◇ こじんじょうほうほごほう
個人情報保護法

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、平成15年5月に成立、平成17年4月から施行された法律。民間事業者に対する個人情報の取扱いのルールを定めており、罰則規定もある。

◇ **コミュニティ**

住民が共同体意識をもって生活を営む、一定の地域および近隣社会のこと。

さ 行

◇ さいまつ ほきん
歳末たすけあい募金

共同募金の一環で、募金期間は12月1日から12月31日まで。生活困窮者に対する見舞金というイメージから、地域福祉の推進を図るための募金として趣旨が変わってきている。

◇ サロン事業^{じぎょう}

地域の誰もが気軽に参加できるような場・機会を設け、参加者がそこに集い、自由な雰囲気の中で語り合い、相互に交流・理解を深めるといった活動の呼び名。例えば、「同じ地域に住む障がい者同士や障がいのない人が出会い、互いの存在を認め、理解しあう」という考えのもとに、障がいのある・なしを問わずする側、される側という区分けをしない場づくりをすすめる活動です。

◇ 支援費制度^{しえんぴせいど}

障がいのある人が福祉サービスを利用する際の仕組み。高齢者分野における介護保険制度と同様に、行政がサービス内容を決定していた「措置」制度が変わり、障がいを持つ人がサービス提供事業者と契約し、自らサービスを選択し利用する制度のこと。介護保険制度と違い、所得に応じた利用者負担と税金が財源となっている。

◇ 社会福祉法^{しゃかいふくしほう}

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律であり1951年に制定された社会福祉事業法が大幅改正され、2000年6月から社会福祉法として施行されている。法改正の理念は、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進であり、このため福祉サービスに関する情報の提供、利用の援助及び苦情の解決に関する規定を整備し、福祉サービス利用者の利益の保護を図るとともに、市町村地域福祉計画などの策定や、その他の地域福祉の推進を図るための規定を整備した。

◇ 社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}

社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織。行政や関係機関等と連携して、ボランティア事業や小地域福祉ネットワーク活動、普及啓発活動などを推進している。

◇ 身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃてちょう}

身体障害者福祉法に定められた障がいがあると判定された人に交付される手帳。同法で定められた各種福祉サービス等を受ける場合に必要となる。

◇ 精神障害者保健福祉手帳^{せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう}

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援政策を推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

◇ していかんりしゃせいど 指定管理者制度

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上・経費の節減などを目的とした制度。それまで市の出資法人や公共的団体などに限定されていた公の施設の管理を、民間事業者も含めた幅広い団体に行わせることができるようになった。平成15年9月の改正地方自治法による。

◇ しゃかいふくしし 社会福祉士

専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導・その他の援助を行う人。

◇ しょうがいがくしゅう 生涯学習

一人ひとりが自己の充実、生活や職業能力の向上などを目指し、自発的意志に基づき行われる学習活動。家庭教育・学校教育・社会教育のように意図的・組織的な学習活動として行われるものだけではなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など、あらゆる分野での学習体験活動をいう。個人的に学ぶ楽しみや自己の向上、生きがいに通じるだけでなく、生涯学習活動それ自体またはその成果が、人と人との新しい絆を生み出すとともに、地域文化の向上、産業などの活性化をもたらすなど人づくり、まちづくりにつながる。

◇ せいねんこうけんせいど 成年後見制度

認知症高齢者、障がい者などの判断能力が十分でない人などの財産管理や身上監護を、代理権・同意権・取消権が付与された成年後見人などが行う制度。家庭裁判所が成年後見人などを選任する「法定後見制度」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見制度」がある。平成11年の民法改正により導入された。

◇ せきじゅうじほうしだん 赤十字奉仕団

赤十字の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）に基づいてボランティア活動をする団体。

◇ せだいかんこうりゅう 世代間交流

異世代が相互に協力し合い、世代の持つ力を伝え合う活動です。

◇ そうご 相互

お互いさまの範囲に含まれる隣近所の支え合い＝一声運動・見守り活動など。

た 行

◇ だんかい せだい 団塊の世代

終戦直後の昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）頃に出生した第一次ベビーブーム世代のこと。他世代に比較して人数が多い。

◇ ふくし さーび すりようえんじょじぎょう 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者、知的・精神障がい者などの判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活に関する相談に応じ、地域生活を支援する事業。相談内容に応じて、契約により福祉サービス利用援助、金銭管理サービス、財産保全サービスを行う。

◇ ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業（介護予防マネジメント、高齢者や家族の総合相談・支援、虐待の防止・早期発見、ケアマネジャー支援）を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点。平成17年の改正介護保険法で規定された。

◇ ディーバイ D V (Domestic Violence)

Domestic Violence（ドメスティック バイオレンス）の略で、配偶者間暴力をいう。

◇ とくようとくとくべつよう ごろうじん 特養（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つ。65歳以上の者であって、身体上または精神上の著しい障がいのため常時介護が必要で在宅生活が困難な寝たきり高齢者などを入所させて、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。

な 行

◇ にんちしょう 認知症

従来の「痴呆」という言葉には侮蔑（ぶべつ）的意味合いが強く、必要なケアや治療の妨げになったり、予防対策から高齢者を遠ざけているケースがあるとして、厚生労働省が呼称を見直すため検討会を設置し、平成16年12月の答申を受けた後の新しい呼称。

◇ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またその考え方。

は 行

◇ はいしょく 配食サービス

給食サービス的一种で、高齢者などに弁当を配達するサービス。若狭町では安否確認を目的とした配食サービスを昼食時に実施しています。

◇ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

◇ ピーティーエー P T A

Parent Teacher Association (ピアレント ティーチャー アソシエーション) の略。父母と教師の会。

◇ ひょうぎいん 評議員

社会福祉協議会の議決機関であり、「理事・監事・評議員選任規程」で定められた、地域のボランティア、福祉団体、当事者団体などから選任される。

◇ ふく しきょういくすいしんしていこう しゃかいふく しきょうりよくこう 福祉教育推進指定校(社会福祉協力校)

学校教育を通じ、児童や生徒に対して社会福祉への理解を深め、福祉の心を育成することを目的として指定された学校のこと。

◇ ホームヘルパー

身体上または精神上の障がいがあって、日常生活を営むのに支障がある障がい者、難病患者などを抱えている家庭に対して、日常生活上で必要な家事、介護等の世話および外出時の付添いなどのサービスを担う専門職。訪問介護員ともいう。。

◇ ボランティア

自分たちのまちを住みよいものにすることを願って、みんなの幸せのためにお金やものをもらうためでなく、いろいろな仕事をすすんでやる人のことをいいます。ボランティア活動者には、その活動に喜びと生きがいを感じている人たちがたくさんいます。

ま 行

◇ みんせい いんじじどう いん 民生委員・児童委員

地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などへの訪問・相談など、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。

や 行

◇ ようえんごしゃ 要援護者

災害発生時などに、必要な情報を迅速かつ適確に判断したり、身を守るために安全な場所へ避難するなどの、一連の行動に対してハンディを負う人。

ら 行

◇ りじ 理事

社会福祉協議会の執行機関であり、「理事・監事・評議員選任規程」で定められた、規程により選出されている。

◇ ろうじん 老人クラブ

明るい長寿社会をつくるために、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加活動を行っている自主的な組織。

◇ ろうけん かいごろうじんほけんしせつ 老健(介護老人保健施設)

介護保険法による介護保険施設の一種。病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設として、都道府県知事の許可(指定)を受けたもの。

6. 若狭町社協 地域福祉活動計画 プロジェクトチーム名簿

若狭町社協 地域福祉活動計画 プロジェクトチーム名簿

所 属	氏 名	備 考
本 部 地域福祉	倉谷 正典	
パレア若狭事業所 地域福祉	木下 健	
いずみ事業所 地域福祉	内藤 利博	
パレア若狭事業所 居宅介護支援	山野 真由美	
パレア若狭事業所 通所介護支援	田上 紀子	
パレア若狭事業所 通所介護支援	田中 英里	
パレア若狭事業所 地域福祉	山本 真輔	
いずみ事業所 通所介護支援	野頭 由美子	



〒919-1541 福井県三方上中郡若狭町市場18-18

TEL : 0770-62-9005 FAX : 0770-62-1725

URL <http://www.w-shakyo.or.jp/> E-mail : honbu@w-shakyo.or.jp

